

会報

2025.9月
No.78

いしかわ

Bande
つ・な・が・り



あなたの街の法律家

石川県行政書士会

目次

ご挨拶

石川県行政書士会会長 向井 隆郎	1
日本行政書士会連合会会長 宮本 重則	2
石川県知事 馳 浩	3
令和7年度 定時総会・式典の開催報告	4
特集 新体制発進／新役員所信	7
令和7年度 理事会報告	12
令和7・8年度 役員一覧表・組織任務分担表	14
パブリシティ	16
特集 行政書士法改正の意義	18
令和7年度 日本行政書士会連合会定時総会について	21
日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会報告	22
特集 的場晴次氏 黄綬褒章受章を祝う会 開催報告	23
特集 中川大会員 令和7年度総務大臣表彰受賞インタビュー	24
特集 行政書士開業セミナー ―未来の仲間を迎えるために―	25
永野副部長の広報支援させてください！	26
シリーズ AIと行政書士業務 第1回「AI入門 業務効率化の第一歩」	28
環境大臣表彰を受賞いたしました	30
能登半島地震で被災された先生を訪ねて～高村記子会員(七尾市)～	32
災害復旧・復興支援業務について	34
社会貢献事業部 災害復旧・復興支援活動報告	37
能登半島地震 被災会員への見舞金支給について	39
支部だより	40
石川県外国人材受入サポートセンター活動報告	43
コスモス石川活動報告	44
会員のコーナー	45
新しい13人の仲間紹介	47
会務日誌	49
会員の動き	52



【表紙写真説明】

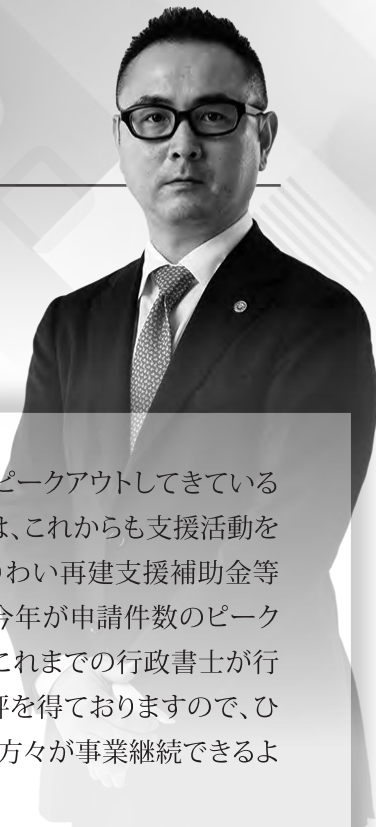
ろっこうざき のろし
禄剛崎灯台 (通称 狼煙灯台 珠洲市)

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、灯台の心臓部であるフレネルレンズが損傷し正常に灯火を点灯させることができない状態となっていました。国により令和7年3月25日、LED灯器の設置で復旧しました。

また、イベントでは、2024年7月禄剛崎灯台に“復興ののろし”があがりました。一日でも早く震災からの復旧・復興を願うばかりです。

ご挨拶

石川県行政書士会 会長 向井 隆郎



令和7年5月30日開催の令和7年度の定時総会におきまして、会長に再任致しました。この度の会長選挙に際しては、多数の会員の皆様からのご推挙をいただき、誠にありがとうございました。改めて厚く御礼を申し上げるとともに、会員の皆様からのご期待に添えるよう新たな気持ちで精一杯努力する所存です。

さて、「行政書士法の一部を改正する法律案」が、第217回国会において可決成立し、令和7年6月13日に公布されました。改正法の施行は、令和8年1月1日とされています。第1条の「目的」規定が「行政書士の使命」規定に、職責規定の新設、特定行政書士の業務範囲の拡大、業務の制限規定の趣旨の明確化、両罰規定の整備と盛りだくさんの内容となりました。前回の法改正に引き続き、行政書士法の根幹である第1条が改正されたことは、大きな意義を持つものです。主語が「この法律は」から「行政書士は」に変更となったことで、「法律の目的」として規定されていた条文が、「行政書士の使命」を規定する条文となりました。前回の法改正で加わった「国民の権利利益の実現に資すること」と合わせると、「行政書士は、その業務を通じて、国民の権利利益の実現に資することを使命とする。」となり、我々の業務の目指すべき方向がより明確になったと言えます。また、そのための職責もより重くなったことが、第1条の2において示されることとなりました。行政書士のこれからの進むべき道を作っていくためにも、この法改正を有効に活かしていかなければなりません。当会としても、研修会等を通じて、施行日までに内容の周知を図っていく所存です。

令和6年能登半島地震から1年8か月が経ちましたが、当会の復興支援活動は続いております。珠洲市、輪島市、七尾市で行っていた公費解体の申請支援(相続関係調査等)活動は、概ね一区切りを迎えようとしていますし、関係機関と連携して行っている被災者に対する無料相談会の活動も少しずつですが減少傾向

にはなってきました。しかし、ピークアウトしてきているとはいえ、必要とされる限りは、これからも支援活動を続けてまいります。特に、なりわい再建支援補助金等の事業者への支援活動は、今年が申請件数のピークになると予測されています。これまでの行政書士が行う申請書作成サポートが好評を得ておりますので、ひとりでも多くの被災事業者の方々が事業継続できるよう取り組んでまいります。

令和7年6月19日、20日と日本行政書士会連合会(以下、「日行連」という。)の令和7年度定時総会が開催されましたが、第5号議案「日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)(3)」において、会費の引き上げの議案が上程され、可決承認されました。これにより、会員1人につき、1か月金1,000円であったものが、500円引き上げられ、1か月金1,500円となることが決まりました。これは単位会が、日行連に納入する会費のことです。令和7年4月1日において、会員数が417(法人会員を含む)人である当会とすれば、年間約250万円の負担増となります。納入額とすれば、約500万円から約750万円となりますので、会運営にとって大きな影響がございました。引き上げは、令和9年4月1日から適用されますので、来年度の定時総会で会費の引き上げを議案として上程する単位会が多数であるのではないかと予測されます。当会の財政状況を踏まえると、当面の間は、会費の引き上げをいたしません。いずれ議論する時期が来るのは間違いありません。毎年度、会員の皆様に現状と見通しをお示ししながら、丁寧な説明を心がけますので、ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、行政書士制度の発展のため、新たな役員とともに粉骨砕身で取り組んでまいります。引き続き、会員の皆様方からの、より一層のご支援とご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、会長再任のご挨拶とさせていただきます。

令和7年度 日本行政書士会連合会 会長挨拶 「行政書士の新時代を創るために」



日本行政書士会連合会 会長 宮本 重則

平素より、向井隆郎会長を始め、石川県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)の運営に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、日行連会長に就任しました、東京都行政書士会所属の宮本重則と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和7年度日行連定時総会において実施された会長選挙では、多くの皆様の御支援をいただき、当選することができました。この場をお借りして、改めて深く感謝申し上げます。

私は、平成15年3月に行政書士会に登録・入会し、行政書士として22年間、業務に精進してまいりました。この間、行政書士が国家資格者でNo.1になれるよう、「強い行政書士制度を創る」という想いを胸に、会員の皆様の多大なる御協力をいただきながら、行政書士制度の様々な課題に取り組んでまいりました。

令和7年度においては、先の定時総会で御承認いただいた事業計画を着実に推進しつつ、これまで日行連が提唱してきた「そうだ、行政書士に相談しよう!」という活動理念を引き継いだ上で発展させた「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という活動理念を掲げ、次の三つの施策に取り組んでまいりたいと考えています。

1. デジタル化への対応

今回の行政書士法の改正において、使命・職責規定が新設され、士業法では初となるデジタル化への対応が努力義務として規定されました。これを機に、各単位会の御協力の下、デジタル庁を始めとした関係各所と連携し、各種電子申請システムにおける代理申請機能の実装を目指します。あわせて、デジタル化に関し、会員の皆様のスキルアップを目的とした研修会を実施する単位会に対して、日行連から講師を派遣するなどのサポートを行いたいと考えています。

将来的には、行政手続だけでなく権利義務・事実証明分野のデジタル化に対応するため、更なる行政書士法の改正が必要となることも見据え、引き続き「国民の権利利益の実現に資する」という使命を果たせるよう必要な対応を進めてまいります。

2. 業務部門等の機能強化と職域の確保・拡大

日行連の業務部門等の機能の強化、新規業務の研究・開発等を通じて、更なる職域の確保・拡大を図ります。あわせて、今回の行政書士法の改正により、業務制限規定の明確化(「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言追加)が図られたことを踏まえ、報酬に関するガイドラインを策定し、ブローカー等から行政書士業務を守るとともに、国民の権利利益の実現を図ります。また、特定行政書士の業務範囲の拡大に伴い、今後、行政不服申立て関係業務の増加が予想されることから、自治体の窓口における行政書士による行政不服申立相談員制度の創設や特定行政書士の増員、実務能力の向上を目的とした研修等を実施することに加え、この機会を利用して、SNSやマスコミ等を積極的に活用し、様々な世代に行政書士制度を周知して、行政書士資格のブランド力を高めてまいります。

3. 大規模災害発生時の被災者支援活動等の充実

昨年度、内閣府と締結した被災自治体への支援に関する協定に基づき、「災害復興支援員」の派遣体制を構築するとともに、単位会と地方自治体等との災害支援協定の締結を推進し、全国的な被災者支援体制を確立します。あわせて、新たな災害の発生に備えて、単位会や各地方協議会のみならず、他士業を始めとする関係団体とも連携を図り、被災者の権利利益の実現に努めます。

また、災害時の被害を最小限にとどめ、日行連の機能の維持、早期復旧等を目的とした「事業継続計画」(BCP)の策定も進めてまいります。

令和7年度事業計画に加え、これらの三つの施策を遂行するためには、各単位会からの御意見・御要望を賜り、集約して、各種施策に生かしていくことが必要不可欠です。そして、「かかりつけ行政書士を全国標準にしよう!」という活動理念の下、強い行政書士会、行政書士制度を皆様と一緒に創ってまいりたいと考えています。

今後とも日行連の事業運営に対し、御理解と御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



石川県知事 馳 浩

昭和26年に発足した石川県行政書士会は、現在会員数が400名を超えるまでに発展を遂げられております。これもひとえに、皆様方が業務に精励され、県民の多様なニーズと信頼に応えてこられた賜であり、深く敬意を表する次第であります。

令和6年能登半島地震の発生から約1年8か月、奥能登豪雨から約1年が経過いたしました。被災地では、被災者の方々の懸命な取組や、県内外からの温かいご支援により、復旧から復興に向けた動きが少しずつ進展しています。この間、行政書士の皆様方には、公費解体の無料申請サポート、無料電話相談や士業団体による合同無料説明会などにご尽力をいただいております。専門的な知見や豊富な経験を発揮して、被災者の住まい確保や事業再開をサポートいただいております。心から感謝申し上げます。

さて、県では、本年を「復興元年」と位置づけ、インフラの復旧や被災者の方々の生活と生業の再建を加速させるとともに、創造的復興への取組を進め、「新たな能登の未来」の構築に向け全力を傾注すると同時に、「幸福度日本一の石川県」の実現に向け、「石川県成長戦略」を実行に移していくこととしております。

そのため、本年度の当初予算は、地震と豪雨からの本格的な復旧・復興と、石川県成長戦略の実現に向けた取組の二本柱として編成するとともに、6月補正予算においては、3月末に国から交付された総額500億円の「能登創造的復興支援交付金」を効果的に活用し、復旧・復興を加速させるとともに、経済状況を踏まえた緊急対応に加え、成長戦略を進める事業を盛り込んでおります。

これらにより、能登の復興はもとより、県民の安全・安心の確保をはじめ、飛躍・成長する産業づくり、新幹線県内全線開業効果の持続・発展、個性と厚みのある文化の継承・発展、デジタル化、グリーン化などの施策に、全庁を挙げて取り組んでいるところです。

石川県行政書士会におかれましては、引き続き、行政手続の専門家として、また、地域の頼れるアドバイザーとして、安全・安心な地域社会の実現や県民の皆様の利便性の向上に一層のお力添えを賜いますよう、お願い申し上げます。

最後に、石川県行政書士会の今後益々のご発展と会員の皆様のご活躍、ご健勝を心からご祈念申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

令和7年度 定時総会・式典の開催報告

総務・経理部長 後 洋平

開催日時: 令和7年5月30日(金)13時30分
場所: 金沢東急ホテル(金沢市香林坊二丁目1番1号)
司会: 総務・経理部 宮川 敏彦副部長
議長: 河越 俊雄会員(金沢支部)
副議長: 前川 仁恵会員(金沢支部)
議事録署名人: 山村 陽子会員(金沢支部)
藤懿 仰会員(加賀支部)
出席者: 245名(本人出席55名、委任状出席190名)

本年度の定時総会は、金沢東急ホテルにて開催された。本総会に上程された議案は全て承認可決され、滞りなく全日程が修了した。また、総会終了後には総会記念式典及び懇親会も開催された。

【令和7年度 定時総会】

〈次第〉

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長団選出
4. 議事録署名人選任
5. 議案審議



会長挨拶



会長選挙の当選証書授与

- 第1号議案 令和6年度事業報告及び承認について
- 第2号議案 令和6年度決算報告及び承認について
(監査報告)
- 第3号議案 令和7年度事業計画(案)承認について
- 第4号議案 令和7年度予算(案)承認について
- 第5号議案 令和7年度借入金の最高限度額決定について
- 第6号議案 役員の選任について
- 第7号議案 令和7年度日本行政書士会連合会総会及び日本行政書士会連合会中部地方協議会総会代議員選任について
- 第8号議案 その他(提出なし)

〈開会の辞〉

寺分副会長による開会の辞によって本総会の開会が宣言された。

〈会長挨拶〉

向井会長より挨拶があり、能登復興支援状況等の報告が行われた他、令和7年度の事業への協力と理解が呼びかけられた。

〈総会成立宣言〉

谷川総務・経理部長より、総会員数411名の内245名

(本人出席55名、委任状出席190名)が出席し、本会会則第29条第1項の規定に基づき、本総会が有効に成立することが宣言された。

〈議長団選出〉

議場の司会者一任の声に基づき、司会者から議長に河越俊雄会員(金沢支部)、副議長に前川仁恵会員(金沢支部)が指名され、選任された。

〈議事録署名人の指名〉

議場の議長一任の声に基づき、議長から山村陽子会員(金沢支部)、藤懿仰会員(加賀支部)が指名された。

〈議案審議〉

第1号議案 令和6年度事業報告及び承認について

第2号議案 令和6年度決算報告及び承認について
(監査報告)

第1号議案及び第2号議案を一括審議とし、各部長より要点の説明が行われ、質疑の前に監事を代表して寺田隆監事(金沢支部)より監査報告が行われた。また、第1号議案及び第2号議案については事前に質問書が提出されていたため、執行部による答弁の後、議案ごとに採決を行ったところ賛成多数で可決承認された。

第3号議案 令和7年度事業計画(案)承認について

第4号議案 令和7年度予算(案)承認について

第3号議案及び第4号議案を一括審議とし、各部長より要点の説明が行われた。また、第3号議案及び第4号議案については事前に質問書が提出されていたため、執行部による答弁の後、議案ごとに採決を行ったところ賛成多数で可決承認された。

第5号議案 令和7年度借入金の最高限度額決定について

議長は、第5号議案の質疑に先立ち、執行部に提案理由の説明を求めたところ、向井会長より万が一の事態に備え、借入金200万円を最高限度額とするという説明がなされた。

第6号議案 役員の選任について

議長が丁子泰征選挙管理委員会委員長

に対して会長選挙に関する経過報告を求めたところ、丁子委員長は向井隆郎会長の任期満了に伴う会長選挙の告示期間中の立候補届出者は向井隆郎会員1名であり、その届出は適正適法であったので、役員選任規則第28条により向井隆郎会員の無投票当選が確定したことを報告した。

議長より、審議を一時中断して向井隆郎会員への会長選挙当選証書授与式を行う旨が述べられ、丁子委員長から向井隆郎会員へ当選証書が授与された。向井隆郎新会長は、会長当選の御礼を述べるとともに、会長就任にあたっての抱負を述べた。

議長は審議を再開し、役員選任規則第3条により、副会長、理事及び監事の選任へと移行した。執行部より、役員選任規則第6条に基づき会長から推薦された副会長、各支部から推薦された役員及び会長から推薦された役員の候補者一覧を配布し説明した。

議長は、執行部よりなされた説明に対し議場に諮ったところ、質問はなく、拍手で承認された。

第7号議案 令和7年度日本行政書士会連合会総会及び中部地方協議会総会代議員選任について

令和7年度の日本行政書士会連合会総会及び日本行政書士会連合会中部地方協議会総会の代議員の選任については、会長に一任することが賛成多数で可決承認された。

第8号議案 その他

執行部より、その他の議案は無いことが説明された。

〈議長団退任〉

全議案の審議が終了したため、議長と副議長から退任の挨拶があり、議長団は退任した。

〈閉会の辞〉

午後2時40分、小山内副会長により閉会の辞が述べ

られ、令和7年度定時総会を閉会した。

【令和7年度 総会記念式典】

定時総会終了後、同会場にて記念式典が挙行された。開会の辞、物故会員への黙祷、会長式辞に続き、会員表彰式、来賓祝辞等が行われた。

○県知事表彰(敬称略)

〈業務歴通算30年以上〉

高原美己子(七尾支部)

○会長表彰(敬称略)

〈業務歴通算20年以上〉

中谷 政子(七尾支部)

柏野 博英(金沢支部)

二輪たか子(小松支部)

〈役員歴通算6年以上〉

能田真由美(金沢支部)

高原会員、能田会員より謝辞が述べられた。

○祝辞(敬称略)

石川県知事代理 西森 繁(総務課課参事)

石川県議会議員 紐野 義昭

日本行政書士会連合会 専務理事 田後 隆二(常任会長代理)

総務省石川行政評価事務所 所長 國松 靖

○来賓一覧(敬称略)

石川県知事代理 西森 繁(総務課課参事)

石川県議会議員 紐野 義昭

日本行政書士会連合会 専務理事 田後 隆二(常任会長代理)

総務省石川行政評価事務所 所長 國松 靖

石川県司法書士会 副会長 西尾 佳織

石川県社会保険労務士会 会長 村上 正雄

日本公認会計士協会北陸会石川県支部 副会長 南波 洋行

日本弁理士会北陸会石川地区会 会長 横井 敏弘

一般社団法人石川県中小企業診断士会 会長 石井 伸太郎

北陸税理士会石川県支部連絡協議会 常任総務 宮田 健一郎

愛知県行政書士会 副会長 子安 幸代

岐阜県行政書士会 副会長 伊藤 寛純

三重県行政書士会 会長 若林 三知

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター 石川

県支部 支部長 中川 大



高原会員による謝辞



能田会員による謝辞

○祝電披露(敬称略)

日本行政書士会連合会 会長 常住 豊

日本行政書士政治連盟 会長 井口 由美子

富山県行政書士会 会長 大塚 謙二

福井県行政書士会 会長 青木 克博

金沢弁護士会 会長 山村 三信

石川県土地家屋調査士会 会長 有川 宗樹

一般財団法人建設業情報管理センター 東日本支部長 松井 博隆

株式会社 ワイズ 代表取締役社長 福澤 直樹

【懇親会】

午後6時30分より、金沢東急ホテルにて開催された懇親会には、多くのご来賓が出席し、和やかな雰囲気のもと盛大に催された。新任副会長および部長の紹介と挨拶もあり、それぞれが抱負を述べた。



この度副会長に就任いたしました今村と申します。

前期に引き続き今期も副会長として、微力ではございますが行政書士制度の発展に寄与でき

ればとの思いで2年間務めていきたいと考えております。

具体的な活動テーマとして「行政書士の地位向上」と「職域の拡大」をいかに図るかが行政書士会に求められるものではないかと考えています。

地位向上につきましては、多くの会員の皆様による「震災復興支援活動」によりまして、多くの行政機関や市民にアピールできたのではないかと思います。

皆様の積極的な会務への参加が、まさに「頼れる行政書士」として、その存在感がクローズアップされたのではないのでしょうか。

また職域の拡大につきましても、今回の行政書士法改正により、非行政書士活動の判断基準がより明確なものになり、特定行政書士の活動範囲も広がりました。

法改正も日行連、日政連の積極的な活動によりもたら

されたものです。

私は行政書士会の活動とは、その会務を通じてすべての会員が仕事をしやすくなる環境を作ることではないかと考えています。個人の力では実現できないことでも、会を通じてなら実現できることも多いかと考えます。

会員の皆様におかれましても、積極的に会務に参加、協力いただきますようお願いいたします。

私の担当は前期に引き続き「総務・経理部」です。総務・経理部はその活動が会員の皆様には分かりにくいところではありますが、本会の屋台骨を支える重要な部署です。

担当副会長として、会員の皆様からの会費を無駄なく有効に予算執行することに心がけていきたいと考えています。

行政書士会としましては、会員の皆様にむけて有意義な活動をしてまいりますので、皆様におかれましても、収めた会費分以上のメリットを享受できるよう積極的に会を利用してください。

それでは2年間よろしくお願いいたします。



このたび、石川県行政書士会の副会長を引き続き務めさせていただくことになりました寺分と申します。担当する事業部は前期同様、「広報・監察部」です。ま

た、「特定行政書士研修・考査実施対策特別委員会」および「苦情相談対策特別委員会」の両委員会の委員長も拝命いたしました。これまで賜りましたご厚情に深く感謝申し上げますとともに、今後も会の発展に微力ながら尽力してまいります。

令和6年1月に発生した能登半島地震では、甚大な被害がもたらされ、多くの方々が日常生活や事業再建において困難な状況に直面されたことと存じます。被災された会員の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当会では、発災直後から現在に至るまで、被災地域において罹災証明書等の取得支援、各種補助金申請書類の作成支援、公費解体や自費解体申請手続の支援など、多岐にわたる相談・支援活動を行ってまいりました。こうした活動は、被災者の方々が生活や事業を立て直すための第一歩となるものであり、行政書士としての社会的責

務を改めて感じる機会でもありました。

私自身、このような非常時において、必要な情報を正確かつ迅速に周知することの重要性を痛感いたしました。情報が届くことで申請や支援が可能となり、その後の生活再建に直結します。今回の経験を教訓として、今後も広報活動を通じて、より多くの方々にわかりやすく、必要な情報を届けてまいります。

行政書士は「身近な街の法律家」として、暮らしや事業

の様々な場面に寄り添い、支える存在です。災害時はもちろん、平時においても地域の皆様の良き相談相手であり続けることが、我々に課せられた使命だと考えております。これからも地域社会とともに歩みつつ、非常時には安心して頼っていただける行政書士会を目指して活動してまいります。

引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

副会長 宮田 貢



この度、副会長に就任いたしました宮田です。業務部を担当させていただきます。業務部が所管する今年度の事業計画と重点項目の実現に向けて、部長

を中心に部員一丸となって取り組んでまいります。

重点項目としては、令和6年能登半島地震で被災された事業者の皆様を支援するため、なりわい再建に関するご相談や補助金申請のサポートに力を入れてまいります。また、行政側からも信頼される存在となるよう、質の高い研修会を実施し、その時々ニーズに合わせた研修内容を企画していきたいと考えております。

これまで、業務に必要な知識を習得するための研修会開催が主な活動となっております。しかしながら、中央研修所の研修サイトが充実し、またAIを活用する

ことで、より効率的に情報を検索できるようになったと認識しております。このような状況から、事業の転換期を迎えていると考えております。

さらに行政書士業務に限らず、各種申請のオンライン化・電子化が進む現代において、サイバーセキュリティやデジタルデバインドといったIT関連の知識や技術を積極的に習得することが、業務の研鑽と同等に不可欠な課題となっております。

私たちは、変化の激しい時代においても行政書士が社会から必要とされる存在であり続けることを目指し、会員の皆様の資質向上に貢献できる事業を推進してまいります。

今後とも、当会の活動にご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

副会長 小山内 俊平



前期に引き続き令和7・8年度副会長の任を頂きました小山内です。会の事業でも社会貢献事業部を続けて担当いたします。

昨年1月の能登半島地震以降、社会貢献事業部では特に、様々な被災者・被災事業者への支援活動（相談会

等）に取り組み、会員の皆様より多大なるご協力を頂いてまいりました。この場を借りてあらためてお礼申し上げます。

震災から1年半を過ぎ、地震からの復旧・復興は多くの方々のご尽力により段階的に進んでおりますが、当会では引き続き、相談会をはじめとした支援活動を実施しておりますので、会員の皆様におかれましては今後もご

協力のほどお願い申し上げます。

これからの2年間においては、まず1点目として、行政書士の社会的な地位・認知度を高めてゆくこと、そして個々の行政書士が事業を発展させられる環境を整えていくこと、に重きを置いて活動したいと考えています。

会の取り組みを担う部門は、4つの事業部、そして各委員会と多岐に渡っています。会員の皆様がメリットを感じられる活動を実施していけるよう、話し合い、各部門が力を合わせて事業を進めてまいりたいと思います。

2点目として考えているのは、長期的に持続できる会務という視点です。会の活動を行なっていくのはやはり

人です。そういった視点から、会務を担う人材の育成を進めていくことが必要であると思っています。

そして、膨大になった会の活動を整理し、ポイントを絞って活動をしていく重要性も感じています。

本任期中は上の2点を頭に置きながら、任を全うすべく会務に取り組んでまいります。

会員の皆様におかれましては、引き続き当会の行なう種々の活動に積極的にご理解・ご協力いただき、私自身もこの2年間、会員の皆様方と一緒に行政書士制度の発展に努めたいと存じます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

総務・経理部長 後 洋平



このたび、石川県行政書士会の総務・経理部長を拝命いたしました、後(うしろ)洋平です。西金沢で行政書士事務所を開業してまだそれほど年数は経って

いませんが、理事としては今回で二期目になります。前期は総務・経理部と広報・監察部に所属し、会務の現場に関わらせていただく中で、多くのことを学ばせていただきました。

総務・経理部は、理事会や総会の運営、会則や規程の整備、職務上請求書の確認、そして経理関係書類の審査など、会の土台を支える大事な部門です。とくに職務上請求書の確認業務は、戸籍などの取得を扱ううえで非常に慎重な対応が求められる分野であり、社会からの信頼にも直結する仕事です。不正取得が問題視されている今、改めてその責任の重さを感じています。

また、能登半島地震をきっかけに、行政書士が自治体や被災者の方々から頼りにされていること、そして社会の中での役割や知名度が少しずつ広がっていることを肌で感じ、行政書士として嬉しく、また誇らしく思っております。

まだまだ経験は浅いですが、「後」という名前に反して、気持ちはいつも前向きです。このたび総務・経理部長という大役をお引き受けすることになり、正直なところ身の引き締まる思いですが、皆さんと一緒に少しずつ学びながら進んでいければと思っています。

年数やキャリアにかかわらず、どの会員さんも安心して活動できるような環境をつくることを大事にしていきたいですし、現場の声にもできるだけ耳を傾けていくつもりです。もちろんまだまだ力不足な点は多いと思いますが、先輩方に助けていただきながら、会の運営や信頼づくりに少しでも貢献できるよう頑張ってまいります。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



この度、広報・監察部長を拝命しました金沢支部の中川です。前期に引き続き広報・監察部長の大役を担うこととなり、身の引き締まる思いです。

広報・監察部の主な事業目的は「行政書士制度のPR」及び「非行政書士行為の予防排除」です。もっとも、これらの目的は一朝一夕に達成できるものではなく、地道な活動の積み重ねと考えております。実際、前期においても官公署や報道機関の担当者と接触を重ねるにつれ、当会の立場を理解し、できる限り寄り添った対応をしていただけと感じております。そこで、今期においても4つのグループ（「メディア」、「SNS」、「会報」、「監察」）を継承し、これまでの取組みを継続してまいります。

また、能登半島地震等の自然災害発生に伴い、行政書士の復興支援活動に注目が集まっております。こうした状況を踏まえ、前期においては、カラー写真を活用し、被災した会員や支援にあたった会員の生の声を掲載するな

ど、支援活動のリアルをお伝えするための工夫を重ねてきました。今期においても「復興支援活動の周知」を重点項目に位置付け、担当部署と連携しながら、市民や官公署、報道機関等にとって分かりやすい広報活動を実施してまいります。

さらに、監察活動では各種申請における押印廃止やオンライン化に対応しなくてはなりません。申請窓口である官公署の中には、いまだ変化する非行政書士行為への対応が進んでいない所が散見されます。引き続き官公署との信頼関係醸成を図るとともに、「オンライン上の警告文掲載」等の具体的な対応を求めてまいります。

末筆になりますが、広報・監察活動には会員の皆様のご協力が不可欠です。具体的には、各会員の行動の積み重ねが行政書士に対する信頼醸成につながり、何よりの広報活動になります。また監察活動には皆様からの情報提供が欠かせません。会員の皆様におかれましては、今期も変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

業務部長 野村 薫



このたび、石川県行政書士会 業務部長を拝命いたしました、金沢支部の野村薫と申します。

令和7年度におきまして、業務部では研修会の企画・運営や被災地支援に係る専門家派遣などを通じて、会員の皆様の業務に微力ながらもお力添えできるよう、取り組んでまいります。

業務研修会につきましては、「サイバーセキュリティ対策」「なりわい再建支援補助金申請業務」「在留資格に関する業務」等を開催いたします。

令和7年7月29日に開催いたしました第1回業務研修会では、経済産業省より講師をお招きし、サイ

バーセキュリティ対策をテーマに、行政書士や中小企業にとって重要な情報管理やリスク対策について、最新の動向をご講義いただきました。

研修はすべて、会場開催とオンライン配信を併用したハイブリッド形式を基本とし、会員の皆様の利便性に配慮してまいります。

また、本年度は新入会員向けの研修を予定しており、入会間もない会員や業務経験の浅い会員を対象に、専門業務研究会より講師を招き、行政書士業務の中核となる基礎知識を学んでいただける機会を提供できればと考えております。

専門業務研究会につきましては、自動車・運輸、家族法、民事法務、建設・産廃、国際、中小企業支援、農地国土開発の7分野において、活動の活性化

を図るとともに、代表世話人との意見交換会等を通じて分野横断的な連携および情報共有を推進してまいります。

さらに、業務部では、能登半島地震に伴う被災地支援において、多くの会員の皆様のご協力のもと、能登・金沢事業者支援センターにおける「なりわい再建支援補助金」相談員派遣をはじめ、七尾市・輪島市・珠洲市においては、「公費解体」支援専門員派遣を軸とした相談業務を通じ、被災者および行政への支援に努めてまいりました。

今後も復興支援を担う立場として、情報収集や

制度の動向把握、現場との対話を重ねることで、より良い業務環境づくりに尽力してまいります。

さまざまな業務の場面で、業務遂行の一端を支えられるよう、部員一同、誠心誠意努めてまいります。

日々の実務を通じて感じられたご意見やご要望がございましたら、どうぞお気軽に業務部までお寄せください。

今後とも、会員の皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

社会貢献事業部長 東海林 勝



このたび、社会貢献事業部長の役職を仰せつかりました東海林勝と申します。

前任の今井邦彦部長におかれましては、任期のさなかに令

和6年能登半島地震の発災があり、社会貢献事業部長として被災者支援、被災自治体支援、被災事業者支援と復興支援活動にご尽力いただきました。改めて心から感謝を申し上げたいと存じます。

私は、後任として今井前部長のご業績を引き継ぎ、当部の運営に臨みつつ、社会貢献活動の充実を目指して具体的な取り組みを実践してまいりたいと考えております。

まず、令和6年能登半島地震の発災から約1年半経過しましたが、まだまだ復興は道半ばです。社会貢献事業部として、継続して被災者の生活再建に関する相談・申請支援業務、被災事業者の事業再建に関する補助金等の相談・申請支援業務など、復興支援活動に取り組む所存でございます。

また、石川県との防災協定に基づく防災総合訓練に

参加し、防災意識の更なる醸成と知識の取得に努めるとともに、各種機関との連携強化を図り、大規模災害発生時において石川県行政書士会として、相談業務、申請業務を的確かつ効率的に行えるよう部内で確立してまいります。

その他、無料相談会の開催、各種団体への出前講座、各種イベントへのブース出展、学校教育現場への法教育、外国人支援等の活動に取り組み、県民市民の皆様方が安心、安全に生活ができるよう寄与すると共に、行政書士制度の周知を図り、行政書士が社会生活において欠かすことができない存在であることを知っていただきたいと考えております。

最後に社会貢献活動は困難に直面し、不安や悩みを抱えている方や地域の役に立つ活動であり、その活動には会員の皆様方のご理解とご協力が必要でございます。皆様方に支えられながら、より良い活動を心がけてまいりますので、今後とも社会貢献事業部の活動にご協力とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

○令和7年度第1回理事会

令和7年4月12日(土)午後1時より地場産業振興センター本館第8会議室にて、令和7年度第1回理事会が開催された。向井会長の挨拶に続き、議事録署名人に東海林勝理事、後洋平理事が指名され、議事に入った。議題は以下のとおりであり、慎重審議の結果、全議案が承認可決された。

1. 報告事項

(1) 日行連報告

向井会長より、令和7年1月16日に開催された理事会及び翌日の新年賀詞交歓会について報告があった。

(2) 中地協報告

向井会長より、令和6年12月16日の担当者会議(高齢者支援業務、外国人関係業務、自動車関係業務)、令和7年3月7日の能登半島地震復興支援事業として行われた各単位会会長によるパネルディスカッション等について報告があった。

(3) 各部・各委員会 令和6年度実施事業報告

各部部長・各委員会委員長より、前回理事会以降の事業実施状況について、経緯や詳細が報告された。

(4) 会計監査報告

寺田監事より、令和7年4月9日に監事3名による監査を実施し適正妥当と認めた旨が報告された。

(5) 各支部 令和6年度実施事業報告

七尾、金沢、小松の各支部長より、定時総会の開催予定等について報告があった。

(6) その他

向井会長より、的場相談役の黄綬褒章受章祝賀会開催、土業団体協議会幹事会の弁理士会への引継ぎ、神奈川会での復興支援に関するセミナー実施、高知会との農地に関する意見交換会開催について報告があった。

2. 審議事項

(1) 各部・各委員会 令和7年度事業実施計画及び予算

各部部長・各委員会委員長より、令和7年度の事業計画及び予算について議案説明があった。

その概略は以下のとおりである。

【総務・経理部】

- ・被災会員に対する見舞金支給
- ・職員給与規程の改正 など

【広報・監察部】

- ・会報誌特集記事
- ・著作権料の支払い など

【業務部】

- ・一般倫理研修未受講者対応
- ・石川県チャレンジ支援補助金の研修会 など

【社会貢献事業部】

- ・災害関連の各相談会実施
- ・石川県からの受託業務 など

【申請取次行政書士管理委員会】

- ・北陸三県合同研修の実施 など

【ICT特別委員会】

- ・「会員の部屋」のリニューアル中止 など

【官民業務受託調査特別委員会】

- ・他単位会の受託費調査 など

【その他委員会】

震災等の影響を考慮しつつ、例年通り事業を実施する旨の説明があった。

(2) 令和7年度定時総会について

(3) 令和7年度定時総会議案書の検討

3. 協議事項



第1回理事会

○令和7年度第2回理事会

令和7年5月30日(金)午後3時20分より金沢東急ホテル5階フォレストルームにて、令和7年度第2回理事会が開催された。向井会長の挨拶に続き、議事録署名人に藤懿仰理事、坂本敦理事が指名され、議事に入った。

各部・各委員会の役割分担等について慎重審議された結果、承認可決された。



第2回理事会

○令和7年度第3回理事会

令和7年7月26日(土)午後1時30分より地場産業振興センター本館第2会議室にて、令和7年度第3回理事会が開催された。向井会長の挨拶に続き、議事録署名人に杉本圭司理事、山西裕美理事が指名され、議事に入った。議題は以下のとおりであり、慎重審議の結果、全議案が承認可決された。

1. 報告事項

(1) 日行連報告

向井会長より、6月19日、20日に開催された定時総会について報告があり、令和9年度からの会費値上げが決まったこと等の報告があった。また7月9日に理事会があり、向井会長が暴力団対策委員会副委員長に任命されたことが報告された。

(2) 中地協報告

向井会長より、6月6日に行われた定時総会をもって2年間務めた幹事会を愛知会に引き継いだことが報告された。

(3) 各部・各委員会 令和7年度実施事業報告

各部部长・各委員会委員長より、前回理事会以降の事業実施状況について、経緯や詳細が報告された。

(4) その他

向井会長より、6月25日に当会の被災地支援活動に対して環境大臣表彰を受けたことが報告された。また土業団体協議会について、7月14日の定例会で今後の予定が決定した旨の報告があった。

2. 審議事項

(1) 各部・各委員会 令和7年度事業実施事業計画

各部部长・各委員会委員長より、令和7年度の事業計画について議案説明があった。その概略は以下のとおりである。

【総務・経理部】

- ・新規登録伝達式での倫理研修受講
- ・事務局の体制 など

【広報・監察部】

- ・会報誌第78号の発行
- ・広報月間の広報活動 など

【業務部】

- ・業務研修会の開催
- ・災害支援活動 など

【社会貢献事業部】

- ・各種相談会開催
- ・広報月間無料相談会

- ・出前講座 など

【申請取次行政書士管理委員会】

- ・北陸三県合同研修の中止 など

【ICT特別委員会】

- ・デジタル化推進の検討 など

【官民業務受託調査特別委員会】

- ・受託費の値上げ など

【その他委員会】

震災等の影響を考慮しつつ、例年通り事業を実施する旨の説明があった。

(2) その他

向井会長より、今後参加予定の日行連及び中地協の会議等について説明があった。また、行政書士制度75周年記念事業として、プロジェクトチームを組織したうえで記念冊子を発行することが提案された。

3. 協議事項



第3回理事会

役員一覧表（令和7・8年度）●会長 向井 隆郎 ●副会長 寺分 努 今村 和宏 宮田 貢 小山内 俊平

	金沢支部推薦	小松支部推薦	加賀支部推薦	七尾支部推薦	輪島支部推薦	会長推薦
理 事	川本 剛生 橘 泰至 茅野 智勇 中橋 一彰 前川 仁恵 杉本 圭司 東海林 勝 後 洋平 谷川 竜一 篠岡 隆史 中川 幸雄 坂元 敦 野村 薫	榊 和磨 荒川 朋範	藤 懿 仰	堀 聡 山西 裕美		今井 邦彦 (小松支部) 永野 登志雄 (加賀支部)
監 事	勝尾 太一	山崎 豊			中村 敏彦	
網紀委員	中川 大	前田 佳子	佐々木 長正	北野 和喜夫	大森 千歌子	
選挙管理 委 員	寺田 隆	吉田 慶則	曾根 詩乃	古川 久次	小幡 栄	

(敬称略)

組織任務分担（令和7・8年度）●会長 向井 隆郎

	総務・経理部	広報・監察部	業務部	社会貢献事業部
担当副会長	今村 和宏（金沢）	寺分 努（七尾）	宮田 貢（金沢）	小山内 俊平（金沢）
部 長	後 洋平（金沢）	中川 幸雄（金沢）	野村 薫（金沢）	東海林 勝（金沢）
副 部 長	谷川 竜一（金沢）	永野登志雄（加賀）	篠岡 隆史（金沢）	今井 邦彦（小松）
理 事 部 員	榊 和磨（小松）	前川 仁恵（金沢）	川本 剛生（金沢）	榊 和磨（小松）
	前川 仁恵（金沢）	茅野 智勇（金沢）	橘 泰至（金沢）	橘 泰至（金沢）
	杉本 圭司（金沢）	中橋 一彰（金沢）	杉本 圭司（金沢）	坂元 敦（金沢）
	坂元 敦（金沢）	堀 聡（七尾）	中橋 一彰（金沢）	山西 裕美（七尾）
	山西 裕美（七尾）	荒川 朋範（小松）	堀 聡（七尾）	藤 懿 仰（加賀）
	藤 懿 仰（加賀）	今井 邦彦（小松）	荒川 朋範（小松）	永野登志雄（加賀）
	篠岡 隆史（金沢）			
部 員				

※順不同（敬称略）

委員会（令和7・8年度）

	行政書士試験 実施対策委員会	苦情相談対策 特別委員会	綱紀委員会	選挙管理委員会	申請取次行政書士 管理委員会	ICT特別委員会
委員長	茅野 智勇(金沢)	寺分 努(七尾)	中川 大(金沢)	吉田 慶則(小松)	菅原 純平(金沢)	中川 幸雄(金沢)
副委員長	宮田 貢(金沢)	今村 和宏(金沢)	佐々木長正(加賀)	寺田 隆(金沢)	西山 忠(金沢)	後 洋平(金沢)
委員	谷川 竜一(金沢) 寺田 圭佑(金沢) 山村 陽子(金沢) 篠岡 隆史(金沢) 向井 隆郎(金沢)	宮田 貢(金沢) 後 洋平(金沢)	大森 千歌子(輪島) 北野 和喜夫(七尾) 前田 佳子(小松)	小幡 栄(輪島) 古川 久次(七尾) 曾根 詩乃(加賀)	村上 充(金沢) 坂元 敦(金沢) 佐藤慎一郎(金沢)	寺田 圭佑(金沢)

	官民業務受託 調査特別委員会	特定行政書士研修 考査実施対策特別委員会	封印管理委員会	産学官連携推進委員会	暴力団等排除 対策委員会
委員長	今村 和宏(金沢)	寺分 努(七尾)	川本 剛生(金沢)	宮田 貢(金沢)	茅野 智勇(金沢)
副委員長	荒川 朋範(小松)	野村 薫(金沢)	榊 和磨(小松)	吉田 美緒(小松)	篠岡 隆史(金沢)
委員	上岡 壮一(金沢) 浦本 里美(金沢)	浅井 拓也(金沢)	今村 和宏(金沢) 上岡 壮一(金沢)	笹原 未樹(金沢) 川森 有紗(金沢) 向井 隆郎(金沢)	橘 泰至(金沢)

(敬称略)



「行政書士法の一部を改正する法律案」が、第217回国会において可決成立し、令和7年6月13日に公布されました。改正法の施行は、令和8年1月1日とされています。

冒頭挨拶でも触れましたが、第1条の「目的」規定が「行政書士の使命」規定に、職責規定の新設、特定行政書士の業務範囲の拡大、業務の制限規定の趣旨の明確化、両罰規定の整備と盛りだくさんの内容となりました。

行政書士法改正の意義というテーマをいただきましたので、私なりの所感を述べたいと思います。なお、その解釈については、日本行政書士会連合会（以下、「日行連」という。）の解説がございますし、行政書士法を所管する総務省からも解釈が示される可能性がありますので、まずは当該解説をご参考にさせていただきますようお願い申し上げます。

執筆時点で、まだ公布から2か月しか経っておらず、施行前でもあります。あくまで、個人的な雑感として、受け止めていただけると幸いです。

行政書士の使命

前回の法改正に引き続き、行政書士法の根幹である第1条が改正されたことは、大きな意義を持つものです。主語が「この法律は」から「行政書士は」に変更となったことで、「法律の目的」として規定されていた条文が、「行政書士の使命」を規定する条文となりました。

前回の法改正で加わった「国民の権利利益の実現に資すること」の文言をつなげると、「行政書士は、その業務を通じて、国民の権利利益の実現に資することを使命とする。」となり、我々の業務の目指すべき方向がより明確になったと言えます。

また、そのための職責もより重くなったことが、第1条の2において示されることとなりました。

職責

行政書士法には、第10条で「行政書士の責務」という

条文はありましたが、「職責」規定はありませんでした。しかし、他士業法には、職責規定が置かれるものが多数見られます。内容も、「常に品位を保持し」となっているものが多くあり、それに倣ったものと思われます。しかし、第1条の2として、第1条の「行政書士の使命」に続けて本条文が新設されたことは、自ら襟を正すという意味においても、重要な意味を持ちます。

次に、第2項では、デジタル社会における行政書士の職責が規定されました。この改正をどれだけ価値のあるものにするかは、今後の我々次第と言ってもいいでしょう。努力義務ではありますが、「デジタル社会の進展を踏まえ」、「国民の利便の向上」と「業務の改善進歩」を図ることが職務上の責任であると規定されたわけです。抽象的な内容であるからこそ、我々の力でこの条文に命を吹き込まなければなりません。

特定行政書士の業務範囲の拡大

これまでは、行政書士が「作成した」ものに限られていた行政庁に対する不服申立ての代理等について、行政書士が「作成できる」ものに範囲が拡大されました。今回の法改正の目玉ともいえる内容であり、画期的な改正となりました。

平成26年12月27日施行の行政書士法改正において、特定行政書士制度が創設されていますので、約10年を経ての改正であり、日行連にとっても特定行政書士にとっても、この改正は正に念願がかなったと言えます。

これからは、申請者本人が申請書類を作成して、不許可になったケースなど、行政書士が受任していない不許可案件に対しても、不服申立ての代理等が可能となります。

そもそも行政書士が作成した許可申請が不許可になること自体が少ないことを考えると、これまでの条文では実効性が乏しかったと言わざるを得ません。法改正により、格段に特定行政書士の活躍のフィールドが広がることとなります。

なぜ最初からそうしなかったのかと言われる方がいますが、法改正は、我々が「したい」ように改正できるものではありません。ある意味「妥協の産物」になることもあるわけです。この改正が、決して簡単なものでなかったことは、ご理解いただけるのではないのでしょうか。

業務制限規定の趣旨の明確化

趣旨の明確化とあるように、行政書士法違反の範囲が変わるということではありません。第19条は、行政書士又は行政書士法人でない者が、第1条の3に規定する業務を行うことができない旨を規定する条文となりますが、当該条文の文言に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」という一文が追加されました。

注目すべきは、「いかなる名目によるかを問わず」というところになりますが、行政書士法に明記されたことで、違法行為の抑制を図る効果があるのではないかと期待いたします。勿論、我々としては、当該改正を監察活動に活かしていかなければなりません。

例えば、行政書士の独占業務を行っていないが、報酬をコンサルタント料、顧問料、手数料及び会費など別の名目で得ているケースが「いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」に該当します。今までも行政書士法違反ですが、これからは条文に明記された違反行為として対外的に示すことができるようになりますので、実務上の意義としては大きいものがあると考えます。

両罰規定の整備

両罰規定の整備も非常に重要な改正となりました。現行の第23条の3では、「法人の代表者又は法人若しく

は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第1号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。」となっており、その対象が「前条第1号」の会社法第955条第1項に関する違反行為に限定されていました。よって、これまでは、行政書士法に関する違反行為は両罰規定の対象とはなっていませんでした。

それが、この度の改正で「第21条の2、第22条の4、第23条第2項又は前条」の違反行為が、両罰規定の対象となりました。特に重要だと感じるところは、「第21条の2」が両罰規定の対象となったことです。第21条の2では、「第19条第1項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。」と規定されています。そして、第19条第1項とは、「業務の制限」に関する規定です。

ということは、業務の制限違反をした者を罰するほか、その者が所属する法人等にも罰金刑を科することができるようになったということです。「業務制限規定の趣旨の明確化」と同様、違法行為の抑制を図る効果が期待できます。

以上、この度の行政書士法改正について、雑駁ではありますが、所感を述べさせていただきました。気が早いですが、次なる法改正に向けて、引き続き、会員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

行政書士法改正 新旧対照表

第1条

改正前

(目的)第一条

この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを目的とする。

改正後

(行政書士の使命)第一条

行政書士は、その業務を通じて、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを使命とする。

第1条の2

改正前

〔新設〕

改正後

（職責）

第一条の二

行政書士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

2 行政書士は、その業務を行うに当たっては、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない。

第1条の4（旧第1条の3）

改正前

第一条の三

行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。〈略〉

一 〈略〉

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

改正後

第一条の四

行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。〈略〉

一 〈略〉

二 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

第19条

改正前

（業務の制限）第十九条

行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。

改正後

（業務の制限）第十九条

行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。

第23条の3

改正前

第二十三条の三

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第一号（調査記録簿等の記載・記録・保存など）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

改正後

第二十三条の三

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十一条の二（業務の制限）、第二十二条の四（名称の使用制限）、第二十三条第二項（帳簿の備付及び保存）又は前条（調査記録簿等の記載・記録・保存、立ち入り検査など）の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

令和7年度 日本行政書士会連合会定時総会について

副会長 小山内 俊平

令和7年6月19日(木)と20日(金)との2日間、東京都港区の東京プリンスホテルにて、日本行政書士会連合会(以下、日行連といいます)の令和7年度定時総会が開催されました。全国の代議員や役員など300名以上が参加し、大きな規模で盛大に行なわれました。

当会からは日行連の理事として向井隆郎会長、代議員として小山内俊平、ほか3名の役員がオブザーバーとして出席しました。

また、総会直前の6月13日には「行政書士法の一部を改正する法律」が公布され、祝賀ムード漂う中での開催となりました。

総会の開会に先立って行なわれた総務大臣表彰の表彰授与式では、当会から中川大会員(金沢支部)が出席して、長年に渡る行政書士業務への精励に対し、栄誉を受けられました。

総会開会にあたって、昨年度中に逝去された物故会員に対し黙祷を捧げて哀悼の意を表し、その後、総会が進められました。代議員定数263名中、262名が出席し、総会は有効に成立が宣言されました。

冒頭の会長挨拶では、常住豊会長から、自然災害への支援体制強化、今般の改正行政書士法について、そしてデジタル化対応へのさらなる取り組みの推進の姿勢が示されました。

議案は、執行部より次のとおり計9件が提出されています。

- 第1号議案 令和6年度事業報告
- 第2号議案 令和6年度決算報告(決算報告書・監査報告書)
- 第3号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)(1)
- 第4号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)(2)
- 第5号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)(3)
- 第6号議案 令和7年度事業計画(案)
- 第7号議案 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンターへの寄付金支出について(案)
- 第8号議案 令和7年度予算(案)
- 第9号議案 役員の改選

各議案に対し、事前質問への回答があり、その再質問という流れで執行部と代議員とのやり取りがなされました。

今回、総会の重要な議案の一つに「会費値上げ」にかかる会則の一部改正案(第5号議案)がありました。個人的な感想にはなりますが、会員に影響の大きい内容にもかかわらず、あまり議論がなされないまま、進んでいってしまったように感じました。なお、当会からは会費値上げ(第5号議案)について等、計5問の質問を提出しています。

また、本総会においては、役員の任期満了に伴い会長選挙が実施され、東京都行政書士会の宮本重則会長が、日行連の新会長に選出されるとともに、あわせて日行連の新役員体制も発表されました。

令和6年度事業報告・決算報告、会則改正案3件、令和7年度事業計画案・予算案・役員改選などが審議され、最終的にはすべて原案どおり承認可決されています。

今後も日行連の動向を注視しながら、当会の会務運営に務めてまいりたいと存じます。



石川会役員一同



総務大臣表彰受賞者の皆様



常住会長挨拶

令和7年度 日本行政書士会連合会定時総会	
投票総数	262 票
有効投票	262 票
無効投票	0 票
高尾 明 仁 会員 (大阪会)	得票 54 票
宮 本 重 則 会員 (東京会)	得票 208 票

会長選挙開票結果

日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会報告

副会長 宮田 貢

開催日時:令和7年6月6日(金)午後3時00分
場所:KKRホテル金沢 3階「鳳凰の間」
議案:第1号議案 令和6年度 事業報告承認の件
第2号議案 令和6年度 決算報告承認の件
第3号議案 令和7年度 事業計画(案)承認の件
第4号議案 令和7年度 予算(案)承認の件
第5号議案 任期満了に伴う役員選任の件



議場全景

令和7年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会の開会が竹田勲副会長の開会の辞をもって宣言された。

向井隆郎会長の冒頭の挨拶は出席に感謝する言葉からはじめ、これまで幹事会として有益な活動ができたことに敬意と謝意を表した。次に日本行政書士会連合会中部地方協議会行政書士法制定75周年記念表彰受賞者の授与式が執り行われた。愛知県行政書士会から19名、岐阜県行政書士会から9名、三重県行政書士会から8名、福井県行政書士会から3名、石川県行政書士会から4名、富山県行政書士会から4名の総勢47名の方が受賞した。



議案審議の様子

＜石川県行政書士会の受賞者の氏名＞(敬称略)

森 真一郎	役員歴10年	業務歴18年
今村 和宏	役員歴8年	業務歴15年6か月
宮田 貢	役員歴8年	業務歴14年2か月
小山内俊平	役員歴8年	業務歴13年2か月

議長選出が行われ、議長に石川会の宮田貢が選出され就任し、議事録署名人に福井会の田中直孝代議員、富山会の大岩隆哉代議員の2名が指名され就任した。議長は、総会の成立要件である定足数の確認を行い、代議員の3分の1以上の出席を満たし有効に成立していることを確認した。議案の審議に移り、第1号議案「事業報告承認の件」、第2号議案「決算報告承認の件」など慎重審議の末、本総会に上程された議案すべてが承認可決された。

全議案の審議を終了し議長が退任後、若林三知理事より、閉会の辞が述べられ、令和7年度日本行政書士会連合会中部地方協議会定時総会が閉会した。



向井中地協会長の挨拶



75周年記念表彰

副会長 寺分 努

去る令和7年2月21日(金)、金沢東急ホテルにおいて、当会相談役の的場晴次先生の黄綬褒章受章を祝う会が開催されました。石川県行政書士会主催のもと、会員約30名が出席しました。

黄綬褒章は、業務に精励し、他の模範となるべき者に授与される国家褒章です。的場先生は、長年にわたり国民に寄り添い、誠実に行政書士業務に取り組んでこられました。また、様々な相談や業務を通じて、地域社会に深く根ざした活動を続けてこられたその功績が、今回の受章へと結実しました。

祝う会当日は、的場先生ご本人の希望により、華やかな演出は控え、落ち着いた雰囲気の中で会が進められましたが、会場にはお祝いの気持ちと敬意があふれ、温かな空気に包まれていました。

開会にあたり、発起人代表の向井隆郎会長より、的場先生とのエピソードとともに「的場先生のご受章は、石川県行政書士会の誇りであり、日々の業務に励む会員にとって大きな励みとなります」との挨拶が述べられました。

続いて、宮田貢副会長による受章者の経歴紹介、記念品の贈呈、宮川敏彦会員による花束贈呈の後、的場先生ご本人が登壇され、受章の報告と謝辞を述べられました。「思いがけない栄誉に大変驚いております。これからも生涯行政書士として尽力します」と力強く語られ、会場からは温かい拍手が送られました。

勝尾太一会員による乾杯の後、祝賀の席では、参加者同士がテーブルを囲みながら、的場先生との思い出や日頃の業務について語り合う場面が多く見られました。とりわけ入会間もない会員からは、「いつかは的場先生のような、信頼される行政書士になりたい」といった声も聞かれ、先生の人柄と実績が世代を超えて大きな影響を与えていることが感じられました。

また、祝う会には的場先生と所縁のある先生方も多数参加されており、それぞれエピソードや思い出話を披露していただき、たくさんのお祝いの言葉を頂戴いたしました。

寺田隆会員による祝い締めが行われ、祝う会は盛況のうちに幕を閉じました。

最後になりますが、的場先生の黄綬褒章受章は、石

川県行政書士会全体にとって大きな喜びであり、誇りです。心よりお祝い申し上げるとともに、今後ますますのご健勝とご活躍をお祈りいたします。

【的場晴次氏 略歴】

行政書士登録	平成5年6月1日
石川県行政書士会理事	平成9年5月～平成19年5月
石川県行政書士会副会長	平成19年5月～平成25年5月
日本行政書士会連合会中部地方協議会副会長	平成23年6月～平成25年6月
石川県行政書士会会長	平成25年5月～同年10月
日本行政書士会連合会理事	平成25年6月～同年10月

【受章歴】

石川県行政書士会会長表彰	平成18年 5月27日
石川県知事表彰	平成22年 5月22日
日本行政書士会連合会会長表彰	平成24年 6月21日
総務大臣表彰	平成27年 6月18日



会報グループリーダー 前川 仁恵



総務大臣表彰とは…多年にわたり行政書士業務に精励し行政書士制度の発展に貢献した方に贈られます。 令和7年度の表彰式は、6月19日(木)日本行政書士会連合会の総会時の式典で行われ、中川大会員を含め31名が表彰されました。今回表彰を受けた中川大会員にインタビューを行いました。

前川 いつ頃、表彰の話が来ましたか。

中川 1~2か月前に本会から打診がありました。総務大臣表彰という賞があるということは知っていましたが、行政書士歴、役員歴等規定に条件が見合ったことで受賞しました。賞を期待していた訳ではないが一般の方でも地道に業務を行ってれば貰える最高の表彰で、誰もが受賞できるものではないので、折角頂戴できるものならという思いで東京まで出向きました。

前川 行政書士になった経緯を教えてください。

中川 学校卒業後、民間企業に勤めましたが、もともと自分としてはやりたい事があり、そのためには働き給料を得る必要があったため、長く勤めるつもりはありませんでした。親が公務員で、自分も親のように公務員試験を受けようと思った際に、似たような内容の行政書士の試験もあることがわかり受験し合格しました。公務員試験も合格しましたが採用が東京だったので、行政書士だと石川県を離れずに地元で仕事ができるため開業しました。

前川 合格時は20代の時ですね。

中川 そうです。当時は、今ほど情報がなく、行政書士がどのような仕事をするのか、食べて行けるのか等もわからなかったんです。今の人たちは事前に行政書士の仕事はどういう仕事があるのかよく調べていますよね。今となっては行政書士で食べていっている人に申し訳ないのですが、当時、「行政書士とは何だ？」親とかもそれで食べて行けるのかと心配していました。開業資金が必要だったこともあり国民金融公庫に相談に行き、合格者証があれば融資を受けられるということで資金を確保しました。しかし開業1年目の収入が30万円でしたので、融資すら返済できるのかと…これからやっていたか不安でしたが、当時の行政書士会役員の方の先輩方に変なお世話になり、少しずつ行政書士の歩みを進めることが出来ました。

前川 取扱業務は何ですか。

中川 許認可、建設業、遺言、相続、成年後見等を扱っています。

前川 役員歴を教えてください。

中川 最初は金沢支部の理事、途中から本会理事、金沢支部の支部長を歴任しました。その後、コスモスの石

川県支部の副支部長を経て、現在は支部長を2期務めています。

前川 業務で苦労された点はどこでしょうか。

中川 色々な意味で苦労しました。自営業ですから責任と引き換えに自由があります。仕事の進め方や調整、ものの考え方を自分の能力で最大限に発揮できるのは魅力で、会社員よりも性に合っていたのだと思います。

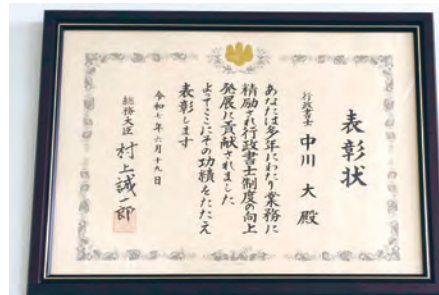
前川 業務で苦労された事や業務について感じる点などありますか。

中川 どんな業務でも苦労はあると思いますが、許認可では苦労しました。営業してもすぐに仕事が取れるわけでもなく、また、お客様と役所の双方の要望を満たすという中で、あまりに形式にとらわれ過ぎるとお客様に不満を持たれ、叱られたり、お客様が離れてしまうこともありました。但し自分は曲げられないので、自分なりのポリシーがあり、それが合わない場合もありますが、継続してくれるお客様もいます。お客様に選んでいただきながら、その利益と役所の要求を両立させることが大切だと感じています。

金沢のアパート1室で開業の後、津幡に移りました。当時、兼業の行政書士が1人で、司法書士も少なく、相続案件で特定の司法書士に依頼せざるを得ない状況でした。その付き合い方は難しく、厳しい意見を受けることもありました。司法書士は遺産分割協議書から相続登記まで1人でできるため、「なぜ行政書士が入る必要があるか」「司法書士だけの方が安く済む」と言われたこともあります。しかし、何度か登記をお願いしていく中で、私の作成した遺産分割協議書を褒めていただくこともありました。

相続の中には複雑な案件も多く、遺産分割協議書は内容が問われたりします。現在は、相続登記が義務化され、司法書士の仕事も増えていますが、行政書士も相続に力を入れていきたいと思っています。

また、成年後見に関わらせていただいて自分の視野が広がったと感じます。許認可や相続業務では限られた関係先とのやり取りが中心ですが、成年後見の場合は、高齢者窓口や障害者窓口など関係先が広がり、何よりも役所の方との関わりが増えました。会員の皆さんにも、是非コスモスの入会をお勧めしたいです。成年後見制度についても行政書士の方にもっと知っていただき、この分野で力になってほしいと願っています。



総務・経理部長 後 洋平



向井会長の挨拶

対話重視のセミナーを今年度も開催

石川県行政書士会では、行政書士としての開業を目指す方に向けて、毎年「開業セミナー」を開催しています。このセミナーは、制度や業務の説明にとどまらず、実務家の体験談や現場の声に直接触れることで、参加者が自らの将来像を具体的に描けるよう支援することを目的としています。

令和6年度の開業セミナーは、令和7年2月22日(土)に石川県地場産業振興センターにて、Zoomを併用したハイブリッド形式で実施しました。申込者は28名(会場10名・オンライン18名)、当日参加者は22名で、参加率は約79%となりました。アンケートの回収率も82%と高く、例年通りの関心の高さがうかがえました。

制度から実務までを網羅した三部構成

第1部では、村上充業務部長が「行政書士業務について」と題して講義を行いました。制度の概要、行政書士の主な業務、求められる姿勢や今後の展望などを語り、受講者の理解を深めました。

第2部では、岩本美恵子会員と中川幸雄会員が登壇し、それぞれの開業体験を語りました。岩本会員は、自宅開業から地域密着の業務に取り組んできた道のりを紹介し、「まずは一歩踏み出すことの大切さ」を伝えました。中川会員からは、営業の工夫や依頼者との信頼関係づくり、開業初期のリアルなエピソードが披露され、「恐

れずに実務に向き合う姿勢」の大切さが語られました。

令和5年度から導入、対話型の座談会が好評

第3部では、令和5年度から新たに取り入れた少人数座談会を実施しました。会場参加者がグループに分かれ、現役行政書士に直接質問できる形式で、より具体的かつ実務に即した情報交換が行われました。「実際に話を聞いて安心した」「雰囲気分かってよかった」といった感想が多く寄せられ、参加者の満足度も高い時間となりました。

なお、Zoom参加者は第2部で配信を終了し、第3部は会場参加者限定で実施されました。こうした対面交流の重要性は年々高まっており、今後も継続すべき取り組みとして評価されています。

参加者の声と今後の課題

アンケートでは、「聞きたい内容が盛り込まれていた」と回答した方が91%にのぼり、「行政書士の実務が具体的に理解できた」「講師の話が身近で励まされた」といった声が多く集まりました。

一方で、「収入の実情や失敗談も聞きたかった」「より深い業務の話を知りたい」といった要望もあり、今後のプログラム構成の見直しに向けた貴重な意見となりました。

石川県行政書士会では、今後も開業希望者が安心して一歩を踏み出せるよう、実務に即した情報提供と対話の場を大切にしながら、開業支援活動を継続してまいります。会員の皆さまにおかれましても、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。



岩本会員による開業体験発表



中川会員による開業体験発表



村上部員による講義



石川県縦断

事務所訪問

Series

永野副部長の 広報支援させてください！



皆様初めまして。この度、広報・監察部副部長として、会員の皆さまに取材させていただく事になりました永野と申します。元陸上自衛官の経歴から、大和魂を胸に全力疾走の毎日です。若輩ではありますが、これからよろしくをお願いします。

さて今回取材をさせていただきましたのは、加賀支部が誇る新進気鋭の支部長と副支部長！藤懿仰先生と曽根詩乃先生のお二人です。

ふじい こう
藤懿 仰 先生
ふじい行政書士事務所

藤懿先生は、今年度から加賀支部の支部長に就任し、加賀市を盛り上げるために様々な活動をしている先生です。お若いながらも、真摯に依頼者と向き合う藤懿先生に色々質問させていただきました。

Q1 行政書士の登録年月日を教えてください。

藤懿 令和5年5月15日です。

Q2 最初に受任したお仕事は？

藤懿 一番最初の依頼は車の出張封印でした。当然登録したで丁種封印の資格がなかったのでお断りせざるを得なかったです。次にいただいた依頼が契約書作成で、これが初めてのお仕事でした。

Q3 現在メインとしている業務について教えてください。

藤懿 各種補助金申請、風俗営業許可、農地転用、丁種封印をはじめ自動車関係業務が多いですね。

永野 丁種封印についても取得されたのですね。ニーズに応える姿勢が素晴らしいです。

Q4 なぜ行政書士になろうと思ったのですか？

藤懿 10代から工場勤務で、当時の同僚から行政書士の資格を覚えてもらったのがキッカケでした。最初は何をする資格かよく知らなかったけれど、とにかく独立したい気持ちが強かったので、頑張って勉強してあとは勢いで開業しました(笑)

永野 そうだったんですね！挑戦して実現されたことは凄い事だと思います。

Q5 仕事のやりがいや、これまでにあった苦難とどう乗り越えたかについて教えてください。

藤懿 やりがいとしては、色々な人に出会えて様々な知見や課題に触れ成長させてもらえることです。その感謝の思いから恩返ししていきたいと毎日動いています。

苦難については、毎日大変ですが頑張ってます。

Q6 事務所の特徴、PRポイント等あれば教えてください。

藤懿 実は土地家屋調査士事務所での勤務経験がありまして、CADでの図面作成が得意です。なので農地転用や風俗営業許可の依頼に強いです。また事務所が温泉地なので、観光業者様からの補助金申請依頼が多いですね。山中温泉は良い温泉旅館がたくさんあり、名産品や名勝も数多くありますので、ぜひ遊びに来てください。

Q7 行政書士として最も大切にしていることは何ですか？

藤懿 法令に違反しないことはもちろん、倫理規定の順守を常に心がけています。

Q8 これからの目標としていることがあれば、お聞かせください。

藤懿 専業事務所として、許認可のプロとして加賀市内の事業者支援に努めていきます。加賀市の行政書士といえば「ふじい」となれるように事務所を大きくしていきたいです。また、今年度より加賀支部長を拝命し、新しく役員となった先生方と共に、若い力で加賀支部を盛り上げていきたいです。

永野 私も加賀支部の会員として共に頑張っていきたいと思います。藤懿先生、ありがとうございました。



奥様と共通の趣味はロードバイク



事務所正面

そ ね し の
曾根 詩乃 先生
曾根行政書士事務所

続いては同じく加賀支部に所属し、今年度から副支部長に就任された曾根詩乃先生です。加賀支部唯一の女性行政書士であり、柔軟な視点をもって日夜全力でお仕事に打ち込んでおられます。

Q1 行政書士の登録年月日を教えてください。

曾根 令和6年4月2日です。

Q2 最初に受任したお仕事は？

曾根 大阪の事業者様の建設業許可でしたが、石川県の手続きとのギャップに驚きました。期限もギリギリでいきなり難易度が高かったけれど、とても良い経験になりました。

Q3 現在メインとしている業務について教えてください。

曾根 建設業と、農地転用各種手続きをメインの業務としています。

Q4 なぜ行政書士になろうと思ったのですか？

曾根 夫が大好きだから(笑)。24時間一緒にいたい。夫が司法書士でして、これまでは補助者として後ろに付いていただけでしたが、私が行政書士になれば隣に立って共に仕事ができるから。真のパートナーになりたいという思いから目指しました。

永野 素敵な理由ですね。

Q5 仕事のやりがいや、これまでにあった苦難とどう乗り越えたかについて教えてください。

曾根 自分の責任で直接依頼者の力になれることに、これまでの補助者勤務とはまた異なるやりがいを感じます。苦難については、今はまだ乗り越えられる壁しか来ていないので、いずれ来る大きな苦難に備えて常に鍛えていきたいです。

Q6 事務所の特徴、強み、PRポイント等あれば教えてください。

曾根 司法書士との共同事務所なので、ワンストップサービスで対応できることです。PRポイントは、夕方になると4人の子供達が帰ってくるので、毎日保育園みたい

になってにぎやかです(笑)

永野 頼もしく、かつアットホームな事務所なのですね。

Q7 行政書士として最も大切にしていることは何ですか？

曾根 法令順守はもちろんとして、依頼者にとって身近な相談相手として寄り添えるように行動することを心がけています。一番最初の窓口として、私に相談することによって安心してもらえる存在でありたいです。

Q8 これからの目標としていることがあれば、お聞かせください。

曾根 地域に根付いた行政書士として、加賀に住む人の手で加賀市全体を盛り上げていきたいです。そして子供達には自分のその姿を見て育ってもらいたい。そのために何事も全力で動いていきます。

永野 曾根先生のお人柄溢れる素敵なお志だと思います。本日はお忙しい中ありがとうございました。

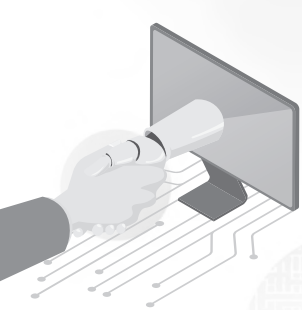


事務所受付・ユキマサくんお皿



事務所入口

お二人に共通しているのは、若いながらも情熱にあふれ、地域愛が強く、真に市民のために尽くす信念を感じました。これからも益々のご活躍をお祈りいたします。



シリーズ AIと行政書士業務

第1回「AI入門 業務効率化の第一歩」

総務・経理部 副部長 谷川 竜一

はじめに

日々のニュースで「AI」「ChatGPT」「生成AI」といった言葉に触れない日はないほど、人工知能(AI)は社会のあらゆる側面に急速に浸透しています。この大きな技術的変革の波は、我々行政書士の業務にも無関係ではありません。

本シリーズでは、この大きな変化を正しく理解し、むしろ我々の業務をより高度化させるための強力な味方として活用することを目指し、今回から全4回のシリーズ「AIと行政書士業務」を開始します。その第1回となる今回は「初級編」として、AIに関する基本的な知識から、行政書士業務における具体的な活用法、そして利用する上で不可欠なリスク管理まで、すべての会員の皆様が共通のスタートラインに立つための基礎について解説します。

AIの登場は、「手書きからワープロへ」「ワープロからパソコンへ」のように、より便利なツールへと移行してきた歴史の延長線上にあります。これらは我々のような専門家を「代替」するものではなく、その能力を「拡張」するための強力な道具です。本シリーズを通じて、AIを恐れるのではなく、その能力を最大限に引き出し、依頼者そして社会により高い価値を提供できる行政書士を目指すための一助となれば幸いです。

1. AIの正体を知る-行政書士のための基礎知識

AIという言葉は広く使われていますが、その実態を正確に理解することが、効果的な活用の第一歩です。ここでは「生成AI」と、その中核技術である「LLM」について、分かりやすく解説します。

1.1.「生成AI」とは何か?-従来のAIとの決定的違い

「生成AI」は、その名の通り、新しいコンテンツを「生成」する能力を持つAIです。大量のデータを学習し、そのデータに内在するパターンを基に、これまで存在しなかった文章、画像、音声などをゼロから創り出すことができます。これは、単に情報を検索・提示するのではなく、学習した知識を応用して「創造」する点で、従来のAIとは一線を画します。例えるなら、過去100件の事業計画書を精査し、記憶したアシスタントが、あなたの指示に基づいて全く新しい事業計画書のドラフトを書き上げるようなものです。

1.2.AIの頭脳「LLM」とは?-なぜ自然な文章が作れるのか

ChatGPTなどの生成AIのその心臓部となっているのが「LLM(Large Language Model:大規模言語モデル)」と呼ばれる技術です。

LLMとは、インターネット上のウェブサイト、書籍、論文など、膨大な量のテキストデータを学習させた言語に特化したAIモデルです。その基本的な動作原理は、与えられた文章の文脈を理解し、「次に来る可能性が最も高い単語」を確率的に予測し、連結させていくというものです。この単純な原理の積み重ねにより、人間が書いたかのような自然で流暢な文章を生成することが可能になります。

1.3. 生成AIができることの全体像

LLMを搭載した生成AIは、我々の業務に直結する多様な能力を持っています。その主な機能を理解することで、具体的な活用イメージが湧きやすくなります。

- **文章生成:** 依頼者へのメール、各種報告書、SNSの投稿文など、様々な文章のドラフトを作成します。
- **要約:** 長文の法律条文、官公庁の通達、依頼者から受け取った資料などの要点を抽出し、簡潔にまとめます。
- **翻訳:** 外国語の卒業証明書や婚姻証明書などを日本語に仮翻訳したり、逆に日本の法律用語を外国人依頼者に分かりやすく説明したりする際に役立ちます。
- **情報抽出:** 非定型の文章から、氏名、日付、金額といった特定の情報を抜き出して整理します。
- **文字起こし:** 依頼者との面談や研修会の音声を録音し、その内容をテキスト化して議事録や備忘録を作成する手間を大幅に削減します。

これらの基本的な能力を組み合わせることで、次項で解説するような、より専門的で複雑な業務の支援が可能となります。

2. 実践的活用法-行政書士業務はこう変わる

次に、AIの能力をいかに日々の業務に活かすか、具体的な活用法を見ていきます。AIの活用は、既存業務の負担を軽減する「守りの活用」と、業務の質と範囲を拡大する「攻めの活用」に大別できます。

2.1.「守り」のAI活用:日常業務の圧倒的な効率化

まず着手しやすいのは、事務所内の業務効率化を目的とした「守りの活用」です。AIの活用により削減した時間を、より付加価値の高い業務に振り向けることが可能になります。

- **書類や文章作成の補助 (AIを作業アシスタントとして使う)**
 - **定型的なメール作成:** 相談日時の調整、必要書類の提出依頼、進捗報告など、日常的に発生するメールの文案をAIに作成させることで、コミュニケーションにかかる時間を短縮できます。
 - **打ち合わせ記録のドラフト作成:** 依頼者との打ち合わせ音声をAIで文字起こしし、そのテキストを要約させることで、会議録の作成をわずかな時間で完成させることができます。
 - **FAQ(よくある質問)の作成:** 許認可申請ごとによく受ける質問とその回答をAIに整理・作成させることで、問い合わせ対応の標準化と効率化が図れます。
 - **説明資料の作成:** 事務所内の業務マニュアルや、依頼者向けの説明資料、事務所ウェブサイトの記事などの構成案や文章のたたき台をAIに作らせることで、資料作成に要する時間を大幅に削減することができます。
- **情報収集と整理 (AIをリサーチアナリストとして使う)**
 - **長文資料の要約:** 官公庁が公表している要領や手引き、依頼者から預かった様々な資料などをAIに読み込ませ、要点を抽出・要約させることで、内容把握の時間を劇的に短縮できます。

- ・**初期リサーチ**:新しい業務分野の関連法規や市場動向について、大まかな情報を集めるための初期調査に活用できます。ただし、後述するように、AIの回答には誤りが含まれる可能性があるため、必ず一次情報での確認(ファクトチェック)が必須です。
- ・**外国語文書の概要把握**:外国語の証明書(卒業証書、婚姻証明書など)の内容を、正式な翻訳を依頼する前にAIで仮翻訳し、迅速に概要を把握するために利用できます。

2.2.「攻め」のAI活用:主要業務における具体例

次に、行政書士の専門性が発揮される主要業務において、AIを積極的に活用する「攻めの活用」です。ここでの重要な考え方は、AIに最終的な結論を求めたり、完全な資料の作成を行わせたりするのではなく、あくまで専門家である我々が最終的な質を担保するための「たたき台(初稿)」を作成させるというスタンスです。この「人間とAIの協業」が業務の質と効率を大幅に向上させるカギとなります。

以下は、行政書士の主要な業務分野における具体的なAI活用例とその効果をまとめたものです。

- ・**業務全般**:依頼者向け必要書類リストの作成
- ・**許認可申請業務**:最新の許可要件の調査、指定様式のドラフト作成
- ・**在留資格関連業務**:理由書の骨子作成、外国語証明書の概要翻訳、多言語対応の迅速化
- ・**法人設立**:定款の条文案検討、設立時初期手続きの説明資料作成
- ・**補助金申請**:公募要領の要約・分析、事業計画書のドラフト作成、競合・市場調査

3. リスクと向き合う — 行政書士の法的・倫理的責任

AIは非常に強力なツールである一方、その利用には重大なリスクが伴います。特に、依頼者の権利利益と密接に関わる我々行政書士は、そのリスクを正確に理解し、適切な管理を行う法的・倫理的責任を負っています。利便性だけを追い求めるのではなく、専門家として守るべき一線を明確に意識することが不可欠です。

3.1. 最重要リスク:守秘義務と情報漏洩

行政書士がAIを利用する上で、最も警戒すべきリスクが守秘義務違反とそれに伴う情報漏洩です。

多くの人が利用する無料の生成AIサービス(例:無料版ChatGPT)は、利用規約上、利用者が明示的に指定しない限り、入力されたデータはAIの性能向上のための学習データとして利用されることが明記されています。これは、我々が入力した情報が、サービス提供者のサーバーに送信・保管され、分析されることを意味します。

仮に、これらのAIに依頼者の氏名や住所といった個人情報、あるいは企業の未公開の事業計画や技術情報など、守秘義務の対象となる情報を入力してしまえば、それは意図せずして第三者に情報を漏洩させる行為に他なりません。海外では、実際にChatGPTに機密情報を入力したことによって情報が外部に流出した事例も報告されています。

したがって、行政書士としては、「依頼者に関する個人情報や、秘密保持契約(NDA)の対象となるような機密情報は、データのプライバシー保護が保証された有料プランなどを利用する場合を除き、決してパブリックな生成AIに入力してはならない」という原則を徹底する必要があります。

3.2.「ハルシネーション」の罠:もっともらしい嘘を見抜く

生成AIには、「ハルシネーション(幻覚)」と呼ばれる特有の現象があります。これは、AIが事実に基づかない情報や、存在しない事柄を、あたかも真実であるかのように、もっともらしい文章で生成してしまう現象です。

これはLLMが確率に基づいて「次に来る単語」を予測する仕組みに起因するもので、稀な不具合ではなく、その性質上、常に起こりうるものです。例えば、行政書士業務においては、「存在しない法令の条文を引用する」「架空の判例を生み出す」「最新ではない古い法令に基づいて回答する」といった事態が想定されます。

このような誤った情報を基に業務を行えば、申請の結果に影響するだけでなく、依頼者に損害を与え、専門家としての信頼を失墜させることになりかねません。

このリスクへの対策としては、「AIが生成した法令、判例、公的データ等の専門的・客観的な情報は、決して鵜呑みにせず、必ず法令や官公署から出された一次情報源を確認して裏付けを取る(ファクトチェック)」というプロセスを業務フローに組み込むことが必須となります。AIの回答はあくまで「仮説」や「たたき台」であり、最終的な判断の根拠とはなり得ません。

3.3. 行政書士のためのAI利用「三原則」

以上のリスクを踏まえ、我々行政書士が安全にAIを活用するために、以下の「三原則」を常に念頭に置くことが、自らと依頼者を守ることに繋がります。

- 1.**機密情報を入力しない**:依頼者の個人情報、企業の内部情報、その他守秘義務を負う情報は、いかなる理由があっても安易にAIに入力しない。
- 2.**必ずファクトチェックを行う**:AIの生成物は「優秀だが、時に事実以外も含まれる」と心得る。法令、判例、日付、固有名詞などの事実は、必ず信頼できる一次情報で検証する。
- 3.**最終責任は自分にある**:AIはあくまで道具であるため、その利用によって生み出された成果物に対する法的・倫理的責任は、すべて専門家である行政書士自身が負う。

おわりに:AIの活用で未来を拓く

今回は生成AIの基礎知識から具体的な活用法、そして避けては通れないリスクについて解説しました。一連の解説を通じて明確になるのは、AIは決して行政書士の仕事を奪う存在ではないということです。むしろ、AIが定型的な書類作成や情報整理といった「作業」を代替することで、我々行政書士は、依頼者の真意を深く汲み取ったコンサルティング、複雑な状況下での戦略的な判断といった、より高度で付加価値の高い業務に集中できるようになります。

AIの活用には特別なITスキルは必ずしも必要ありません。まずは、事務所のウェブサイトに掲載する記事のアイデアを出してもらい、官公署が公開している各種要領を要約させてみるなど、機密情報を含まない低リスクな業務から試してみたいかがでしょうか。重要なのは、AIの能力と限界をしっかりと理解し、それらを使いこなすためのリテラシーを少しずつ高めていくことです。

変化の激しい時代において、現状維持は緩やかな後退を意味します。変化を恐れず、新しい道具を主体的に使いこなすことが自らの価値を高めることに繋がります。本稿が、会員の皆様にとってその第一歩を踏み出すきっかけとなることを心より願っています。

環境大臣表彰を受賞いたしました



会長 向井 隆郎

令和7年6月25日、環境省第一会議室において、「令和6年度大規模自然災害等の被災地域支援活動に対する災害対応支援環境大臣表彰」の表彰式が行われ、石川県行政書士会が環境大臣より表彰を拝領いたしました。

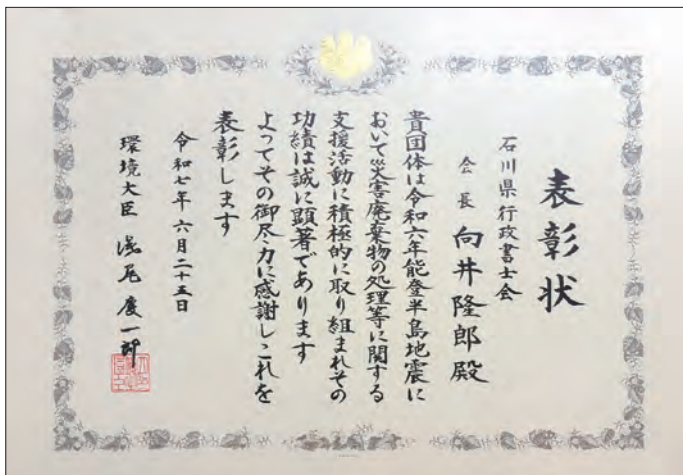
当会では、能登半島地震で被災された方々の公費解体の申請に関し、輪島市・珠洲市・七尾市と業務委託契約を交わして支援活動を続けてきました。具体的には、公費解体・撤去に係る申請支援や相続手続が未了の方々の相続関係の調査・確認作業を行ってきました。

遺産分割協議が終わっていない状態で公費解体を実施

するには、原則、相続人全員からの同意を得る必要があります。そのため、平日はフルタイムで各市役所内等に当会の会員が常駐し、市の職員と協力しながら、窓口業務等を担ってきました。また、輪島市・珠洲市の日帰りでの支援は困難であるため、約1年間、2泊3日の交代制でシフトを組んで対応してきました。

この度の環境大臣からの表彰は、当会の支援活動を評価していただけたものと、至極光栄に存じます。何よりも、泊まり込みの支援にも関わらず、支援員としてご協力いただいた会員の皆様のご尽力があったからこそ、いただけた表彰であり、心より感謝申し上げます。

今回の表彰を励みに、引き続き復興支援活動に尽力してまいります。



【集合写真】(一列目中央)浅尾慶一郎環境大臣 (右隣)向井会長

支援会員の受賞コメント



輪島市支援会員 中村 敏彦

倒壊した多くの家屋、土砂崩れによって寸断された段差だらけの国道、焼失した朝市地区、そして濁流によって根こそぎ流されてしまった街並み…。こうした悲惨な現場を目の当たりにしながらも、私たちは仮設住宅の狭い空間で暮らす老夫婦を実際に訪ね、被災者一人ひとりに寄り添い、涙ながらに対応してまいりました。

これは、行政職員では成し得ない、行政書士だからこそ可能な、柔軟で多角的な視点からの支援であり、まさに輪島市役所での私たちの支援活動の本質を示すものです。石川県行政書士会の会員が一丸となり、地道に、そして着実に成果を積み重ねてきたことが、今回の受賞につながったのだと考えております。本当に頑張りました、行政書士。



輪島市支援会員 杉本 圭司

私は以前に輪島市に住んでいた事がありましたので、第二の故郷とも言える場所が被災した事は本当に大きな悲しみでした。「何か自分にできる事は無いかな？」と考えた時に、行政書士として復興支援に関われる事は私にとっては願ってもないチャンスであり、自ずと積極的に参加を希望しました。しかしながら、相続人調査を行い世代を跨ぐ相続人に連絡し、公費解体制度を説明して同意書等を取得する事は一筋縄では行かず、まさに100人100通りの事情を考慮する柔軟性が必要でした。また、高齢者の多くは申請手続きが難しい状況でしたので、環境対策課と共にサポートした次第です。復興元年と位置付けられた令和7年度ですが、今後もできる限り積極的に復興支援に参加したいと考えています。



輪島市支援会員 永野 登志雄

輪島市支援業務には、加賀市の会員として同じ石川県に住まう者としての思いから参加し、震災被害と併せて豪雨災害に際し、公費解体申請支援業務から付随して様々な業務に対応してきました。

業務開始当初は体制作りや市役所との連携にあたり大変なこともありましたが、支援員それぞれが持てるスキルを持ち合わせて、一致団結して試行錯誤しながら被災者支援に全力を尽くしました。

この度の表彰は、支援に携わった全ての人々のご尽力あってのものと強く認識しております。

これからも引き続きあらゆる形での支援をもって復旧復興へ貢献してまいります。



珠洲市支援会員 宇野 敏彦

この度の環境大臣表彰は、支援に携わったすべての方々の力が結集した成果であり、心より感謝いたします。珠洲市支援には、同じ石川県に住む者としての思いから参加しました。公費解体支援を通じて、被災者した皆様の事情に寄り添い、柔軟な対応を心がけました。困難な場面もありましたが、復旧への一歩を共に築けたことは何よりの喜びです。今後も復興への歩みに寄り添い、行政書士としてできる支援を続けてまいります。



珠洲市支援会員 中川 幸雄

行政書士の活動が少しでも珠洲市の復興に繋がればと真剣に取り組みました。その中で、発災間もない時期から被災状況を目の当たりにしたこと、被災者の生の声を聞き真正面から対応したことは、とても貴重な経験となりました。

それだけにとどまらず、環境大臣表彰を受賞し我々の活動が社会的に評価されたことは望外の喜びです。これからも最後の1人まで支援する覚悟でがんばっていく所存です。

最後になりますが、全国各地から被災地を訪れ、ともに支援業務に従事してくださった皆様に心より感謝申し上げます。



珠洲市支援会員 坂元 敦

珠洲市の公費解体サポート業務への参加は、行政書士として大きく成長する貴重な機会となったと感じています。

被災者や他府県からの応援職員との対話は予想以上に難しく、初日は不安で眠れないほどでした。

先輩方の丁寧な記録や、申請書に添えられた付箋の助けを得て、豪雨の日にも臨機応変な対応をすることができました。市民の皆様や応援職員の方々から「行政書士さんがいて良かった」との言葉を頂いたとき、支援の意義を改めて実感しました。環境大臣表彰を頂いたのも、先生方のご尽力あってのことと深く感謝しております。

震災に真摯に向き合うすべての方々に、心より敬意を表します。ありがとうございました。



七尾市支援会員 木原 奈緒美

七尾市での公費解体支援に参加し、行政書士としての役割と責任の重さを実感しました。被災された方々の複雑な思いに寄り添い、相続関係や書類の不備に対して丁寧に対応することを心がけて支援してまいりました。今回の表彰は、多くの先生方の尽力と連携の賜物であり、制度の橋渡しとして少しでも力になったことを誇りに思います。

里山街道に沿って広がる美しい能登の海、緑豊かな大地。私は能登の風景が大好きです。

今後も微力ながらできる支援を続けてまいりたいと思います。1日も早い能登の復興を祈念いたします。



七尾市支援会員 多賀 聖道

能登半島地震から1年8カ月が経過し、行政書士として七尾市役所で公費解体申請の支援を行ってまいりました。被災された方々の心情に寄り添いながら、相続人調査や同意書取得、申請書類の作成など、複雑な手続きを一つ一つ丁寧に進めてきました。行政と住民の間に立ち、制度の仕組みをわかりやすく伝えることや、限られた時間の中で正確に対応することの大切さを日々実感しています。被災地の復興はまだ道半ばですが、行政書士として微力ながら地域に貢献できるよう、今後も誠実に努めてまいります。



七尾市支援会員 川森 有紗

この度の環境大臣表彰受賞にあたっては、発災直後から被災地に入り、ご尽力いただいた先生方の努力の賜物だと痛感しております。

私自身、昨年9月から前職の七尾市へ支援に入りました。行政書士として元同僚と接することに戸惑いましたが、微力ながら公費解体事業の一助となるならばと支援に入ることを決めました。

行政書士として登録が浅く、勉強しながら業務をこなす日々でしたが、先輩の先生方から助言をいただく中で知識を増やすことができ、この支援業務を通じて成長できたのではないかと考えております。

今後も引き続き、行政書士として支援できる活動を行ってまいります。

能登半島地震で被災された先生を訪ねて～高村記子会員(七尾市)～

会報グループリーダー 前川 仁恵



Q1 災害当日の状況を教えてください。

発災当日は本当に良いお天気で、初詣を終え午後2時くらいに犬の散歩に出掛け帰宅後に被災しました。長女家族は大晦日に帰り、夫と当日は次女夫婦と一緒に過ごしていました。私は揺れた際に外に出るのが一番だと思っておりまして犬と一緒に外に出ましたが、残りの家族は倒れないように台所の戸棚やテレビなど色々なところを押さえていました。私は「そんなことをしてどうするの…」と声を掛け家族を外に出しました。また、車が建物の屋根の近くに置いてあったので落ちてきたら大変だからある程度地震が収まるまでの間移動しました。当日は冬でしたが、暖かったので大変助かりました。事務所の地域の一次避難場所は神社ですが、自宅の庭の方が広いので、こちらで待機をして、ある程度収まると自宅に入り片付け・掃除など行っていました。七尾市では水道は止まりましたが電気は大丈夫でした。その日のうちに次女夫婦には、帰ってもらいました。

Q2 ご自宅や七尾市の被災状況はどのようなでしたか？

七尾市の震度は6強でしたが、七尾市の地区ごとに様々な被災状況で、田鶴浜の方は建物が道路を塞ぐくらい酷い状況でした。街の方でも、蔵が倒れたりしました。発災当時はそんなに崩れていなかったが、日が経つごとに徐々に崩れていったように思います。

自宅は10年位前にリフォームをして大きな箇所という基礎の見直しも行ったため、今回の震災では難を逃れ、被害としては玄関の・壁のヒビなどに留まりました。事務所のドアは開かなかったです。元々古い家なので、リフォームした際には、柱が土台とずれていて塚の上に柱が立っているだけで2センチくらいずれていたら外れるという状況でしたので、結果的にリフォームをしたことが良かったです。

ただ水が出ないことが大変でした。飼っている犬もメダカも大丈夫でした。

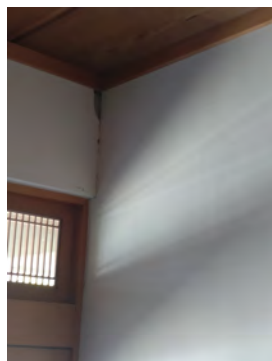
Q3 七尾市の水道復旧は遅かったように記憶していますが、実際はどのようなでしたか？

水道の復旧は令和6年2月の末辺りだったと思います。我が家では、生活用水の井戸水が出るので飲み水は支援物資でもらいに行くがトイレの水は井戸水をバケツで汲んで流しました。

皆さんトイレの水、物を洗う水が大変だったように思います。ご近所の友達に、私が家の井戸水の話をしたところ、ペットボトルを山のように持参してきました。私は「水を汲むバケツはないの？」と話したら友人は、「そういうものを買に行く知恵も余裕もなく給水するようなポリタンクも後で購入したが、給水車に3時間も並んだ」ということでした。

七尾には井戸がある方が結構いらっしゃる皆さん井戸水を開放していました。一本杉通りなどで友達がいて、自宅の前に張り紙をして“井戸水ですが飲めます。使ってください。飲み水として飲んでください”と…助け合いですね。

我が家の近くでは、コンビニが沢山あるので飲み水を買に行き、七尾市役所へは支援物資をもらいに毎日のように通いました。ただ14日位お風呂も入れていないし、お風呂に入りに行っても並ばないといけないうこと、他にも主人が行政書士をしていて、成年後見の件や支部役員としての活動の関係上埼玉へ戻る必要があるため、車で七尾を出発し県外での避難生活を送ることになりました。だけど色々な意味で不安でした。



自宅玄関の被害



玄関内側のひび

Q4 仕事の不安はありましたか。また後見関係で被災者との関係で苦労されたことはありましたか？

成年後見人を受任している障害をお持ちの方が1名いるのですが、その方は、子供の頃から障害をお持ちで、現在国立七尾病院で入院されていて、病院の中が家族のような感じです。

後見人としては、お金の事や手続きが主ですが、行事があると呼んでいただける。クリスマス会・夕涼み会・夏祭りなどで一緒に過ごす。コロナ禍の時は病院へ行けなくて「ビデオメッセージをください」と病院からの要望で、後ろにお花を飾るなどしながら自分でビデオを撮り、クリスマスプレゼントも購入し渡しました。

後は担当の療法士さんに状況を確認しました。震災時は病院に入院されていて、病院の被害も大したこと

はなくて、看護師さんや療法士さんもいて生活面での心配はありませんでした。

Q5 仕事再開はいつ頃でどのような感じでしょうか？

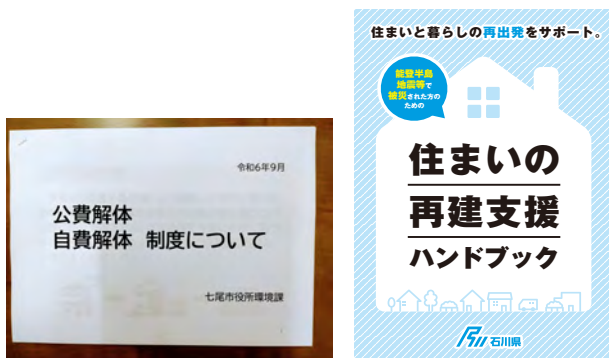
水道が通ってからの令和6年2月末頃から仕事再開しました。七尾市では、七尾市被災者支援総合窓口(ワンストップ窓口)が複合施設パトリアに開設され、私は令和6年6月より月に1~2回午前中に、石川県と石川県行政書士会の災害協定に基づく被災者支援活動として設置されたブースで被災者支援制度に係る相談及び申請サポートを行っています。一緒に担当している方々とも知り合いになり、お互いに情報共有するなどよいお付き合いをしています。このブースでは、各種被災者支援制度の相談対応をはじめ、相続手続きの相談や公費解体・自費解体の申請サポートを行っています。

相談者の中には、相続してから公費解体手続きした方が早いけれど、時間のとれない方は同時進行で進めたケースもありました。相談の中には深刻な話もありますが、「相続したいけど、どうしたらよいの」「誰と誰に話をしたら良いか」という内容もありましたし、「相続の対象者は誰になるのか」「土地が要らなくて国庫帰属したい」という相談もありました。

アドバイスとしては「戸籍とらないとね…」等と傾聴に留意しました。また士業団体の合同相談会に相談員で参加したときに、司法書士からいただいた冊子がわかりやすく大切にしています。相談者の中には、この冊子をスマホで撮っていく方もいました。

Q6 ワンストップ相談窓口は今でも継続しているのですか？

常設会場(七尾市パトリア4階ホール)で現在は月曜日9時から開設しています。8時30分くらいから皆さん準備をしています。最初は日曜日でしたが今は月曜日開催。午後からは今井先生が来てくださり情報交換も行っています。地元七尾市の多賀先生も担当していて相談者の方には地元なので安心してもらえるところがあると感じます。なお、火曜日は同所で住宅金融支援機構が住まいの再建に関する資金全般のご相談をお受けしています。



相談会時使用した資料

Q7 現在の業務はどのようなものですか？

後見の仕事、相続の手続き、遺言作成等です。実弟が名古屋で司法書士をしているので相談しながら仕事をしています。

Q8 後見人関係の仕事において困ったと感じる点がありますか？

最近、ヘルニア、胃がん、肺炎を患われた方の保佐人になりましたが、震災の関係で親族が避難して身近に親戚の方がいなくなりました。被保佐人とは、関わってから時間が経っていないこともありご本人とのやりとりが難しいと感じますね。何をしても良いかが分からない。歯ブラシ等をもって行くとか、被保佐人の手術では付き添いをしました。他にご家族がいないという事は、こういうことなんだな…と改めて感じました。

最近、この方のケアマネジャーと打合せをしたり、ショートステイで新しい施設に入ったらどのくらいお金がかかるのか等、家族のようにお金の心配をしたりなど、心して対応しないといけなと感じています。

Q9 災害に備えて準備していて良かったこと等はありますか？

2021年に防災士の資格を日本防災機構で取得しました。石川県にも登録をしないといけなくてどちらも会費を納める必要があるため石川県に登録をしています。

取得したきっかけは、町内の会計をしていた時期に町内会で勧められて本をいただき、勉強し試験を受けました。町内会では防災士が2名必要で、1人は町会長(男性)だったので女性の防災士が必要ということが理由です。

七尾市の講習会に参加した際、女性の避難場所での問題点の話がありました。防災士を取得してからは「揺れたらすぐ逃げる…まず逃げる。あとは揺れが少し収まってから」というスタンスが大切だと強く感じています。

Q10 震災を通して会員の皆様へお伝えしたい事がありますか。

ある程度、誰がどこに居て等を町内会で把握していたほうが良いと感じます。個人情報なので町会長だけが知りうるが、1年に1回情報の見直しで詳細を把握した方が良いと感じます(この方は普段はここにいるが、ある時期はこちらにいる等)。また、防災倉庫の鍵を預かっていましたが、開け方が分からなかったのが普段から確認した方が良いと感じました。

災害復旧・復興支援業務について

業務部長 野村 薫・業務部副部長 篠岡 隆史

能登半島地震と会員による支援活動

令和6年1月1日に石川県を襲った令和6年能登半島地震は、甚大な被害をもたらしました。特に能登地域では、多くの住宅や事業所が損壊し、人々の生活や地域経済の基盤に深刻な影響を及ぼしました。

石川県行政書士会では、発災直後から会員として何ができるかを模索しつつ、国・県・市町および関係団体や他士業と連携しながら、会員による相談対応や復旧・復興制度活用支援を展開してまいりました。

本稿では、能登・金沢両事業者支援センターにおいて行われた「なりわい再建支援補助金申請支援業務」、「公費解体申請支援業務」そして被災地で会員が果たした役割と今後の課題についてご報告いたします。

1. なりわい再建支援補助金申請支援業務

令和6年能登半島地震および同年9月に発生した令和6年奥能登豪雨の影響により、奥能登を中心に多くの事業者が事業の継続が困難な状況に見舞われました。

そうした中、被災により損壊した施設および設備の復旧に対する補助事業である「なりわい再建支援補助金」をはじめ、多くの事業者向け支援策が創設されました。

住民の生活再建と地域経済の再興は不可一体であり、これらの支援策は震災復興の一助になると期待されておりました。

しかし制度の活用において煩雑な手続きや資料準備が求められ、混乱の渦中にある事業者が自身で対応することが困難な場合も少なくありませんでした。

そうした状況に対応するため、当会は石川県より委託を受け、事業者向け災害復興支援相談窓口として開設された「能登事業者支援センター」に令和6年2月19日より継続的に参加してまいりました。

本センターでは、当会会員が2泊3日の交代制で常駐し、県内の被災事業者を対象に電話および対面にて相談に応じております。

被災事業者の相談内容は「自社で活用可能な支援策はどれか」や「申請書類の書き方がわからない」など多岐に渡り、その相談対応には幅広くかつ細やかな制度理解およびコミュニケーション能力が必要とされ、我々の専門家としての力が大きく問われる形となっております。

これまでの能登事業者支援センターでの支援活動の実績は、令和7年4月末時点において、延べ支援日数272日、相談者数311名、相談件数812件に達しており、多くの事業者から「頼れる専門職」としての信頼をお寄せいただいております。

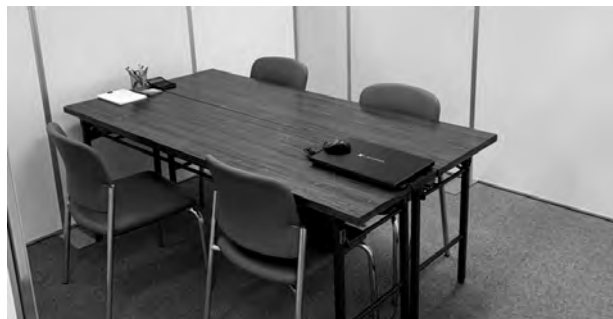
また、被災事業者の中には高齢でパソコンの扱いに慣れていない方や、OA機器が水没し使用できなくなった方など申請書の作成が困難な事業者も多く、それらの方々をどのようにフォローしていくかが一つの課題となっております。

その課題の解決のため、能登事業者支援センターでは、令和6年9月1日より毎週火曜日、木曜日の2日間、それまでの相談対応ベースの業務に追加して、実際に相

談者と机を向かい合わせながら共同で申請書類を作成する「申請サポート」業務を開始、令和7年4月末時点で計88件の申請書類の作成に関与しております。



能登事業者支援センター 出入口



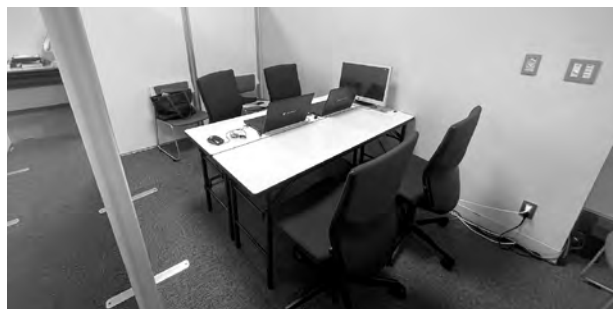
能登事業者支援センター 相談ブース

これらの活動が評価され、石川県庁内に設置された「金沢事業者支援センター」での申請サポート業務が令和7年6月3日より開始されております。

また、同年7月より毎週1日ずつ「輪島商工会議所」および「珠洲商工会議所」での申請サポート業務も開始されており、被災事業者支援に対する当会の役割は一層幅を広げております。



金沢事業者支援センター 出入口



金沢事業者支援センター 相談ブース

2.公費解体申請支援業務

「公費解体制度」とは被災した建物を、申請に基づき市町が所有者に代わって解体・撤去する制度になります。令和6年能登半島地震においては県内16市町で罹災判定「半壊」以上の建物を対象に当該制度が設けられました。

この制度の申請には複数の書類や手続きが必要であり、加えて高齢化や遠隔地在住などの背景も重なり、被災者の方々が自ら申請を進めるには大きな負担が伴うこととなりました。

当会では、輪島市・珠洲市・七尾市からの要請を受け、会員を「公費解体支援専門員」として派遣し、市民の皆様からの相談対応、書類作成の補助、現場との調整など、実務面からの支援体制を構築しました。

2-1.輪島市における支援

甚大な被害を受けた輪島市では、市街地中心部の「朝市地区」などで大規模な火災や建物損壊が発生し、多くの方々が生活基盤を喪失しました。

こうした状況を受け、当会では令和6年6月13日より輪島市役所へ会員を派遣し、「公費解体制度」の周知と申請支援を実施しました。

支援体制は、発災直後は1日2名の交代制、その後は1名体制に移行し、計23名の会員が交代で現場に従事しました。令和7年5月末までの累計支援日数は233日に上ります。

主な業務は、未申請者の特定と申請促進、相続関係の調査、朝市地区における所有者との調整など多岐にわたり、特に高齢者や遠隔地在住の方々への申請支援では、会員による訪問・電話対応などの個別の支援を実施しました。



輪島市役所 行政書士ブース

また、焼失被害が甚大な朝市地区では、所有関係の確認や現地調整など複雑な実務が伴う中、現場では個々の対応力が必要とされる場面も多々ありました。

相談事例の中には、相続人が全国に散在していたり、高齢で手続きが困難な方がいたり、遠隔支援が求められるものも多く含まれます。

そのような状況において、当会会員は制度の橋渡し役として、状況を聞き取り、申請までの道筋を提示し、場合によっては、相続人調査を行い、共有者間の同意確認支援にもあたるなど、法実務と現場感覚を融合した対応力が試されることになりました。

また、環境対策課からの依頼に対応する体制が構築され、支援業務には臨機応変さが求められました。

市職員との連携は必須であり、要綱の解釈や登記情報の精査などの行政実務の一翼を担うことも復興支援

には重要な役割だったといえます。

輪島市における取り組みは、制度運用の担い手としての会員の役割を浮き彫りにするとともに、一人ひとりの事情に寄り添う「伴走型」の支援の重要性をあらためて実感させてくれるものでした。

2-2.珠洲市における支援

珠洲市では、令和6年7月16日より市民図書館内で行政書士による公費解体申請支援業務が本格的にスタートしました。

震災による建物損壊に加えて、相続未登記や所有者不明建物の存在が申請手続きをより複雑にしており、法的知見ときめ細やかな支援が求められる現場となっていました。

行政書士会は、月～土曜日の交代制で支援員を常駐させ、期間中延べ153日の派遣体制を構築しました。

市職員や申請者からの法律相談対応、公用請求による戸籍調査、相続関係図の作成、登記簿の確認や申請補助などを通じて、公費解体制度の活用を後押しするべく業務を実施しました。

令和7年3月末時点で、関与件数は378件に上り、多くの被災者の制度利用に至るまでの道程を伴走することとなりました。

珠洲市での支援の特徴は、特に相続・登記・共有名義といった法的課題が複雑に絡むケースへの対応力が必要とされ、被災建物の所有者がすでに故人である例は少なく、相続人の所在不明、相続登記未了、共有者の死亡、さらには法人の破産といったさまざまな状況に対して、戸籍の読み解きや登記制度の知識をもって解決策を導くことが必要とされました。

珠洲市においても、相続人が全国に散在していたり、高齢で手続きが困難な方がいたり、遠隔からの支援が必要とされました。

そのなかでは、状況の聞き取りと申請への道筋を提示し、場合によっては、相続人調査等の支援が必要とされることもありました。

また、市職員との連携は輪島市同様に業務を遂行するうえでは不可欠であり、行政内部の実務支援や申請事務の支援も重要な支援業務でした。

珠洲市における行政書士の活動は、「制度はあるが使いこなせない」という現実の中で、住民一人ひとりが前を向けるように寄り添う支援だったと言えます。

現場では、法と制度、そして人をつなぐ支援の在り方が求められました。



珠洲市民図書館 公費解体申請受付窓口

2-3.七尾市における支援

七尾市では、地震の影響で倒壊の危険がある住居の解体において、市が費用を負担する「公費解体制度」の活用が進められています。

一方で、制度の申請には複数の書類作成や手続きが必要とされ、高齢の所有者や県外在住の方々にとっては、対応が難しい状況も見受けられました。

こうした課題に対し、当会では七尾市より委託を受け令和6年9月より市役所内に開設された相談窓口で専門員として会員を派遣しております。また、令和7年1月からは市街地中心部の「パトリア4階」にも支援拠点が広がり、二箇所体制での支援活動に取り組んでおります。



七尾市パトリア会場全景

会員が常駐し、来庁者からの相談対応、書類の確認および不備の修正、必要資料の収集補助など市職員との情報連携を通じて、公費解体制度の円滑な利用を支援しております。

令和7年6月末までの実績として、延べ313日間の派遣活動が行われ、市役所窓口では申請確認761件・相談対応856件、パトリア窓口では申請確認379件・相談対応454件の相談に対応しました。

とりわけ、申請に際して困難を抱える方々への支援では、会員が聞き取りを行い、調整を重ねながら書類整備を進めることで、申請が前に進む事例が数多く見られました。

この支援活動は、制度の活用を促すだけでなく、「住まいの再建」という生活の節目に寄り添う取り組みでもあり、七尾市における復興の一端を担うことができたと考えております。



七尾市役所 行政書士ブース

3. 支援を通じて見えてきた行政書士の本質的役割

今回の支援業務を通じて、会員がもつ専門性と公共性があらためて地域社会の中で認識される場面が多く見られました。

○制度と人を「つなぐ力」

制度自体は整備されていても、実際に活用するには申請・解釈・判断といった高いハードルがあります。

会員は、被災者の皆様に寄り添いながら制度の内容を噛み砕いてお伝えし、必要書類の整備を支援することで、「制度と人との橋渡し」としての役割を果た

していました。

○聴く姿勢と寄り添いの支援

私たちの支援の根底には、単なる申請補助ではなく、「いま何に困っておられるのか」「どこから手を付ければよいか」といった本質的な問いに耳を傾ける姿勢が必要です。

その方のペースを尊重した支援は、心のケアと実務支援を並行して担う存在として、復旧過程において欠かせないものでした。

○信頼される地域の専門職として

会員の支援活動を通じて、行政や他士業との連携が深まり、制度運用に実質的に参画する立場としての信頼を築くことが重要です。

特に能登地域では、「行政書士さんがいてくれて本当に助かった」といったお言葉をいただく機会が多く、職能の可能性を実感する経験となりました。

4. 今後の課題と展望-支援の持続可能性を目指して

復興は短期間では完結せず、むしろ制度が収束した後こそ、法的整理や資産処理が顕在化する時期に向けて、会員による支援が一層求められるものと考えます。

今後、業務部として以下の課題に対応し、さらなる体制強化に努めてまいります。

- ・会員支援者の継続的な確保とローテーションによる持続可能な支援体制の整備
- ・現場での支援事例の記録とマニュアル化を通じたノウハウの共有
- ・会員の業務スキル向上を目的とした研修会の充実
- ・市町とのネットワーク拡大および災害協定の実効性の強化
- ・相談員の育成と現場参画の機会提供

5. 結びに

今回の復旧・復興支援活動は、「専門性をもって、社会に貢献する」ことの大切さと、資格を有する私たちが公共的価値を再認識し、地域の皆様と共に歩む機会となりました。

石川県行政書士会は、これからも能登地域に寄り添いながら、地道に、丁寧に、そして着実に支援を継続してまいります。

あらためまして、この度の復興支援に際しまして多大なるご協力を賜った会員の皆様へ、心より御礼申し上げます。皆様のお力添えに深く感謝し、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

社会貢献事業部 災害復旧・復興支援活動報告

社会貢献事業部長 東海林 勝

はじめに、令和6年元日に発生した能登半島地震は、多くの人的・物的被害をもたらし、地域の復興には長期的な支援と取り組みが必要となっています。私たち石川県行政書士会は、被災地の復興支援に少しでも貢献できるよう、被災者支援制度の相談対応等を中心に、さまざまな支援活動を展開してきました。

これまでの活動に対し、会員の皆様方には多大なるご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本稿では、これまでの主な活動内容や実績について、ご紹介いたします。

1. 被災地域の現状と必要とされる支援

能登半島地震による被害は、住宅の倒壊や道路・インフラの損傷だけでなく、各種行政手続きの遅延など、多方面に及びました。特に、被災者の生活再建に向けての支援制度の多様化、被災事業者の事業再開に伴う様々な補助金活用、許認可申請など、行政の支援体制の強化と円滑化が求められています。

行政書士の役割は、これらの行政手続きの支援を通じて、被災者や被災事業者の負担を軽減し、地域の早期復興を促進することにあります。具体的には、被災者の生活再建における各種申請手続き、被災事業者の事業再建に必要な補助金活用や許認可支援、さらには被災者支援制度の周知など、幅広い取り組みを行ってきました。

2. 実施した被災者支援活動

(1) 電話相談

① 石川県行政書士会による無料電話相談

- ・令和6年1月～令和6年6月に石川県行政書士会の会議室にて実施

② 日本行政書士会連合会による無料電話相談

- ・令和6年8月～令和7年3月に日本行政書士会連合会にて実施。この電話相談において石川県にて対応が必要な内容については、石川県行政書士会が対応

(2) 七尾・金沢・小松の各支部による無料相談会

(3) 石川県との災害協定に基づく被災者支援制度に係る相談及び申請サポート

- ① 白山市の協力のもと、令和6年1月に石川県・石川県行政書士会による広域避難者向け罹災証明に係る相談及び申請サポートを実施

- ② 総務省石川行政評価事務所や小松市、金沢市、七尾市の協力のもと、令和6年1月～3月に総務省石川行政評価事務所が開設する相談所に石川県・石川県行政書士会による広域避難者向け罹災証明に係る相談及び申請サポートを実施

- ③ 志賀町役場本庁舎及び富来活性化センターに開設された志賀町被災者支援総合窓口(ワンストップ窓口)にて令和6年4月～令和6年6月に罹災証明や公費解体・自費解体、被災者生活再建支援金などの各種被災者支援制度に係る相談及び申請サポート、申請受付を実施

- ④ 七尾市の複合施設パトリアにて開設された七尾市被災者支援総合窓口(ワンストップ窓口)にて令和6年6月～令和7年8月に公費解体・自費解体などの各種被災者支援制度、相続等に係る相談及び申請サポートを実施

(4) 石川県と石川県士業団体協議会の災害協定に基づく専門家による合同相談

避難所や珠洲市、輪島市、能登町、穴水町等にて令和6年1月～令和7年8月に10士業(行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、不動産鑑定士、弁理士)のほか、能登復興建築人会議(建築士)も加わった合同無料相談会を実施

(5) 総務省石川行政評価事務所による特別行政相談所、災害合同相談所への協力要請に基づく支援活動

- ① 避難所や集会所、市役所、町役場等に開設された特別行政相談所にて令和6年1月～令和7年8月に総務省石川行政評価事務所や行政書士、行政相談委員等による合同相談を実施
- ② 避難所や集会所、市役所、町役場等に開設された災害合同相談所にて令和6年1月～令和7年8月に国や地方公共団体の行政機関、住宅金融支援機構、行政書士、弁護士、司法書士、宅地建物取引士、建築士等による合同相談を実施



総務省合同相談所(白山市会場)

(6) 能登町・能登復興建築人会議による専門家による合同相談

能登町、建築士、住宅金融支援機構、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士による合同無料相談会に相談員を派遣

(7) 石川県・石川県社会福祉協議会による被災者見守り・相談支援等事業に相談員を派遣

(8) 石川県による石川県コミュニティ再建事業に係るオ

オンライン相談会

石川県や住宅金融支援機構、弁護士、行政書士、司法書士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、中小企業診断士、弁理士等による被災者向けオンライン相談



士業団体合同相談会（志賀町富来活性化センター 受付）

3. 外国人支援活動

(1) 石川県国際交流協会による被災者(外国人)向け相談会

令和6年2月～令和6年3月に石川県国際交流センターにて被災者(外国人)のための在留資格・生活相談会を実施

(2) 石川県災害多言語支援センターによる被災者(外国人)向け合同相談会

令和6年2月に石川県国際交流センターにて石川県災害多言語支援センター、石川県国際交流協会、行政書士、弁護士による被災者(外国人)のための在留資格・生活相談会を実施(同日同所にて名古屋出入国在留管理局が被災者のための入管臨時相談会を実施)

4. 国土交通省北陸信越運輸局による協力要請に基づく支援活動

(1) 北陸信越運輸局からの協力要請に基づき令和6年2月～令和6年6月に総務省石川行政評価事務所が開設する相談所での同局及び軽自動車検査協会による被災自動車永久抹消登録等手続きに支援員を派遣

(2) 石川運輸支局からの協力要請に基づき令和6年4月～令和6年5月に同支局内の自動車登録手続等相談窓口相談員を派遣

5. 相談員からの支援記録

◆橋 泰至部員

「被災地の復旧・復興を支える行政書士の役割」

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、私たちの暮らしと地域経済に甚大な被害をもたらしました。令和7年8月1日現在、公費解体が進み、更地が増えた能登の街並みを観ながら、復旧復興への道のりはまだ始まったばかりだと感じています。一生に一度であろう被災後の行政手続きに、今も多くの被災者が悪戦苦闘しているのが現状です。

この記事は、被災地で私たち行政書士がどのような役割を果たせるのか？という観点で、私を感じているこ

とを率直に書いています。

ある日、被災地での相談会で、口下手な相談者が私の前に座りました。発せられる言葉は「あれ」「これ」「それ」と代名詞ばかりで、相談の冒頭は、言葉の3割ほどしか理解できませんでした。持参した資料を指差しながら、必死に現状や想いを伝えようとする相談者と、3時間かけて向き合いました。一つひとつ、丁寧に話を聞き、状況を整理しながら、少しずつ書類を作成していきました。必要な書類が完成したとき、相談者の安堵した表情を見て、「この人の権利を守ることができた」と思いました。書類作成に不慣れな方にとって、行政書士は、単なる代書屋ではなく、行政と国民の架け橋であることを実感する出来事でした。

補助金受給に係る業務では、私たち行政書士の適切な書類整備が、受給権利の最大化と、迅速かつ適切な受給に貢献しています。また、不十分な書類整備が原因で、申請者が将来的に補助金の返還義務を負うことがないよう、被災者の未来を守るという重要な役割も担っています。

被災者の悩みは千差万別です。一人でも多くの被災者を支えるため、様々な行政書士の支援が必要だと感じています。ぜひ、復旧・復興支援活動へのご協力、ご参加をお願い致します。

◆山西 裕美部員

「行政書士としての社会貢献活動」

羽咋市に在住しているご縁もあって、七尾パトリアに設けられている七尾市被災者支援総合窓口の相談員として、月に一度出向いています。

フロアでは七尾市の職員を中心に、石川県職員、応援自治体の職員、日本補償コンサルタント復興支援協会の方々が、被災者生活再建支援金や住宅の応急修理、住まいの再建支援、公費解体・自費解体など種々の支援制度に係る申請の受付を行っています。

私たち行政書士は、石川県と石川県行政書士会の災害協定に基づいて設置されたブースで総合窓口の一角を担い、支援制度の相談をはじめ、相続の相談や解体撤去の申請サポートなどを行っています。現在は毎週月曜日にブースを開設しています。

当会のほかにも、金沢地方法務局七尾支局や住宅金融支援機構、弁護士、建築士の方々が定期的に被災者の相談を受けています。

長く業務に携わる方が多いため皆さん顔見知りになっていて、複雑な案件でも連携が素晴らしいです。

発災から1年7か月が経ちましたが、今も相談に来られる方は途切れません。

早くから被災家屋の解体に向けて取り掛かっているのに、家屋の名義がご先祖さまのままで、相続人が追えなくて苦労されている方がいました。日々の生活に追われて時間だけが過ぎ、期限が迫って慌てて相談に来られる方がいました。そもそも被災した自分が何をしたら良いかが分からず、途方に暮れる方もいました。

そんな方々の相談を受けて感じたのが、相談会が常

設であることの意義です。手探りで進もうとしている方へ、「まずはこの手続きをしましょう。それが終わったら、またこの窓口に来てくださいね。毎週月曜日に私たちはここにいますよ。」と背中を押してあげられるのです。不安そうな顔で訪れた被災者の方が、ほっとした表情で帰るのを見送るのは、こちらの心も温まります。

支援の制度は今でも日々整っています。初めのうちは見慣れなかった七尾市のホームページも馴染んできました。

被災者に寄り添って平穏な生活を取り戻すお手伝いができる相談員の活動を、これからも続けて行きたいです。



七尾市被災者支援総合窓口（パトリア相談ブース）

6. 最後に

石川県行政書士会では引き続き、国や石川県、市町その他の行政機関と連携しながら、被災者支援に全力で取り組んでまいります。

能登半島地震 被災会員への見舞金支給について

総務・経理部長 後 洋平

令和6年1月1日に発生した能登半島地震は、石川県内各地に甚大な被害をもたらし、本会会員の中にも住家や事務所に損害を受けた方が多数確認されました。これを受けて石川県行政書士会では、被災会員への見舞金支給を決定し、令和7年4月12日の理事会において支給案を正式に承認、同月14日より順次支給を開始しました。

支給の対象となったのは合計56名で、被害の程度に応じて6区分に分類しました。内訳は、全壊7名、大規模半壊3名、中規模半壊2名、半壊4名、準半壊12名、一部損壊28名です。被害が住家・事務所双方に及ぶ場合には、被害の大きい方を基準として判断し、また、車庫や倉庫等の付帯建物については一部損壊として区分する統一基準を設けました。

見舞金の支給額は、被害等級に応じて全壊48万円、大規模半壊39万円、中規模半壊30万円、半壊21万円、準半壊12万円、一部損壊3万円とし、総額8,250,000円を支給しました。各会員から提出された罹災証明書、修理見積書、被害写真等をもとに、個別に状況を精査しながら慎重に審査を行いました。

見舞金の原資は、日本行政書士会連合会からの支援

金1,866,000円をはじめ、石川県行政書士会会計からの支出5,916,000円、県外支部および一般会員からの義援金655,000円、さらに他団体・個人からの寄付195,000円の合計8,632,000円です。これにより、申請者全員に対し、事前に決定された支給基準どおりの見舞金が滞りなく交付されました。

本見舞金支給事業は、会員相互の支え合いと、全国から寄せられたご厚意により実現したものです。今後も、被災された会員の業務や生活の再建を見守りつつ、本会として災害時の対応力と支援体制のさらなる整備に努めてまいります。

対象者	1名あたり 支給金額	対象人数	合計	小計
全壊	480,000円	7名	3,360,000円	5,130,000円
大規模半壊	390,000円	3名	1,170,000円	
中規模半壊	300,000円	2名	600,000円	
半壊	210,000円	4名	840,000円	3,120,000円
準半壊	120,000円	12名	1,440,000円	
一部損壊	30,000円	28名	840,000円	
合計		56名	8,250,000円	

加賀支部報告

加賀支部 支部長 藤 懿 仰

はじめに、令和7年5月23日に開催された支部総会において、6年間にわたり加賀支部長を務められた吉田義明前支部長から、私、藤懿へと体制が引き継がれ、加賀支部としては新たな一歩を踏み出しました。吉田先生には、改めまして長年のご尽力に心より感謝申し上げます。

さて、本年度の主な活動としては、7月23日に加賀交流プラザさくらにて「相続・遺言の実務」をテーマに第1回研修会を開催しました。講師は曾根詩乃副支部長で、ロールプレイングを交えた実践的な内容となり、参加者の知識向上に大変有意義な機会となりました。

今後の予定として、10月5日(日)には加賀市山中総合福祉センターにて10:00～16:00の日程で広報月間無料相談会を実施します。現在、新聞折り込みチラシなどの広報準備を進めており、多くの方にご利用いただける

よう努めてまいります。また、令和8年1月には第2回研修会の開催を予定しており、年末にも懇親会等を予定しております。

新体制となった加賀支部も、役員一同力を合わせ、支部のさらなる発展に取り組んでまいります。引き続き、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



第1回研修会

小松支部報告

小松支部 支部長 今井 邦彦

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

1. 役員の就任

小松支部では、令和7年5月9日(金)開催の令和7年度定時総会ならびに令和7年6月6日(金)開催の令和7年度臨時総会において、下記の通り役員が選任され、それぞれ就任いたしました。

つきましては、何卒ご高承の上、一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

まずは略儀ながら書中をもってご挨拶申し上げます。

【令和7・8年度 石川県行政書士会小松支部役員】

支部長	今井 邦彦
副支部長	吉田 慶則
会計幹事	上口 泰広
幹事	荒川 朋範
幹事	榑 和磨
幹事	西岡 正則
幹事	吉田 美緒
監事	中尾 徳克

2. 無料相談会等の実施

小松支部会員の皆様方には、令和6年の災害に係る被

災者支援活動等に多大なるお力添えを賜り、心より感謝申し上げます。

当支部では、令和7年度も引き続き小松市(会場:小松市役所)および能美市(会場:能美市ふれあいプラザ)にて月例無料相談会を実施するほか、行政書士制度広報月間に伴う無料相談会を令和7年10月に開催させていただきます。また、令和6年1月1日に能登半島地震、同年9月21日には奥能登豪雨が発生し、能登地方を中心に石川県全域で甚大な被害がもたらされ、現在も復旧・復興に向けた取り組みが進められておりますので、引き続き令和6年能登半島地震・奥能登豪雨に係る被災者支援活動に取り組んでまいります。

役員一同、当支部の発展のため精進する所存でございますので、今後とも当支部の活動にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。



令和7年度定時総会

金沢支部報告

金沢支部 支部長 小山内 俊平

令和7年度の金沢支部定時総会で、引き続き支部長の任をいただきました小山内です。

まず、昨年1月の能登半島地震以降、様々な被災者・被災事業者への支援活動(相談会等)に対し、会員の皆様より多大なご協力を頂いてまいりました。この場を借りてあらためてお礼申し上げるとともに、引き続きの支援にご協力のほどお願い申し上げます。

さて、令和7・8年度の金沢支部の事業については、例年のように研修会・懇親会、官公署の巡回訪問、無料相談会(月例、広報月間)、本会へ意見を具申するための調査研究活動を実施してまいりますが、以下のような考えのもとに進めたいと思っております。

● できるだけ多くの支部会員の皆様に参加していただける(参加したいと感じてもらえる)活動を目指します

● 支部規則に掲げられている支部としての目的を果たしながら、支部会員の皆様が意義をもって楽しく活動できる支部を目指します

● 支部会員の皆様にメリットのある事業は何かを精査し、長い目で見て継続できる支部活動へ整理していきながらも、先々の効果も考えながら「良い」と思われる新しい事業には、一歩踏み出してまずはやってみる、という気持ちで臨みます

● 支部会員の皆様から適時に意見や要望(こういう取り組み・企画をしてくれたら嬉しい、すべきでないか等々)をお聞きし、お互いに情報を交換しながら事業を実施することに努めます

支部の活動をより良いもの、意義のあるものにしていくときに、役員だけの力ではその目的を達することはできません。多くの支部会員の皆様に定時総会をはじめ、研修会・懇親会、無料相談会等の活動へご参加いただき、様々な意見を交わしていくことが大切だと感じています。

多くの人が支部活動に関心を持って関わり、会員同士の親睦が深まって支部が盛り上がっていくことにより、個々の行政書士の業務もより良く進歩し、改善していくものと思います。

令和7・8年度は後述する役員体制で支部の事業を進めております。

5月の定時総会後からすぐ、総務部、業務指導部、企画部、広報部、法務部の各部の役員は懸命に事業へ取り組んでいますので、支部の皆様にも研修会・懇親会や、無料相談会の相談員に積極的にご参加いただいで、今年度も一緒に支部を盛り上げていけると嬉しいです。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

【令和7・8年度 役員組織任務分担】

支部長 小山内 俊平

副支部長 木原 奈緒美

理事 総務部 部長 宮川 敏彦
部員 浦本 里美

川森 有紗

業務指導部 部長 寺田 圭佑

部員 本 郁夫

東 翔平

企画部 部長 浅井 拓也

部員 村上 充

竹口 雄治

広報部 部長 上田 恵子

部員 島村 真由美

笹原 未樹

法務部 部長 谷川 竜一

監事 今村 和宏

宮田 貢



令和7年度定時総会

七尾支部報告

七尾支部 支部長 寺分 努

このたび、令和7年度七尾支部定時総会において、再び支部長を拝命いたしました寺分と申します。昨年1月に発生した能登半島地震により、多くの支部会員の皆様が被災され、生活や業務に大きな影響を受けられたことと存じます。そのような状況下でも被災者支援や相談業務にご尽力いただいた皆様には心より感謝申し上げます。本当にありがとうございました。能登地域の復興には引き続き時間が必要ですが、引き続き、ご支援ご協力をお願い致します。

さて、令和7年度七尾支部定時総会は、令和7年5月7日(水)、志賀町の「いこいの村能登半島」において、出席会員33名(うち委任状提出者20名)により開催いたしました。

来賓として本会より向井隆郎会長をお迎えし、祝辞を賜りました。その後、議事に入り、令和6年度事業報告・決算報告がなされ、高村監事による監査報告があった後、原案どおり全会一致で承認可決されました。次に令和7年度事業計画及び予算案の提案説明があり、それぞれ原案のとおり全会一致で可決承認されました。続いて、支部役員改選と支部選出の本会役員・委員の推薦が行なわれ、下記のとおり選出されました。

【令和7・8年度 七尾支部役員】

支部長	寺分 努
副支部長	田中 傑
会計幹事	山西 裕美
幹事	太田 勉
幹事	端井 義之
幹事	春山 登美夫

幹事	北野 和喜夫
監事	高村 記子
監事	古川 久次

【令和7・8年度本会役員・委員会委員】

(支部推薦)

理事	堀 聡
理事	山西 裕美
綱紀委員	北野 和喜夫
選挙管理委員	古川 久次

総会終了後には同会場にて懇親会も開催され、盛況のうちに終わることができました。特に、能登半島地震の影響に関する話題が中心となり、地域の復興に向けての想いを共有いたしました。

七尾支部では、今年度の事業計画として、支部研修会や会員交流の懇親会を企画しています。また、情報発信の体制整備も進めておりますので、皆さまのご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。



総会後の懇親会

輪島支部報告

輪島支部 支部長 中村 敏彦

昨年元日の能登半島地震発災以降、1年半が過ぎ、輪島の街並みは発災前とは大きく変わり果て、公費解体が進むにつれ街中はスカスカ状態。見慣れた景色は一変し、雑草だらけの更地だけが増え続け、住み慣れた街並みではなくなった中を、解体業者のダンプが勢いよく走り回り、立ち上がろうと、もがき苦しむ地元経済にも大きく貢献頂いている現状です。

昨年元日の能登半島地震発災以降、1年半が過ぎ、輪島支部としての動きは一切何もなく、支部総会も開催されておらず、本年5月の本会役員改選時期に合わせ、支部長が谷内廣から、民事和解し復帰した中村敏彦への口頭での交代の本会報告だけの、いわば選任決議不存在の状態が今尚継続し、支部資料も引継時のままダンボールの中で眠り続けている、決してよろしくない現状ですが、今後の支部運営について熟慮中故の不作為とご理解下さい。

石川県行政書士会輪島支部事務所

立派な看板も復帰しましたが。

石川県外国人材受入サポートセンター活動報告

センター長 寺田 隆

当初、外国人支援における産学官の連携強化を目的に2019(令和元)年7月5日に開設し現在に至るまで6年半、様々な多くの活動を行ってきました。

これら活動実績が認められ、令和5年12月、石川県商工労働部労働企画課から相談を受けました。内容は、「石川県では人口減少や少子高齢化に伴い県内企業の人手不足が深刻化する中、県内の外国人労働者数及び外国人雇用事業所は年々増加しており、外国人労働者を雇用している県内企業の中には、雇用・定着に課題を抱える企業も多い」とのことでした。

このような企業からの相談に対応するため、金沢市石引「石川県本多の森庁舎内」に、石川県人材確保・定住推進機構が設置している「いしかわ就職・定住総合サポートセンター(ILAC)」を置き、令和6年8月1日新たに、「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター」を開設し、相談対応に当たることとしました。

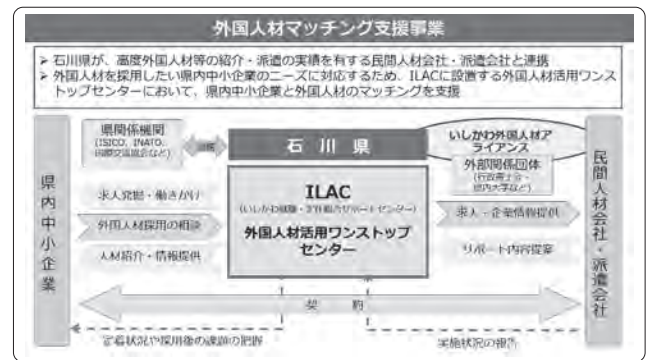
しかしながら、外国人労働者に関する法制度は複雑であり、機構単独では解決が困難な課題もあり、「センターの相談支援体制の充実を図るため、在留資格制度や企業における外国人労働者受入環境整備に精通している石川県行政書士会に本業務を委託したい」という事で、令和6年8月1日、相談対応業務の業務委託契約を締結に至りました。

本年、令和7年4月1日から、業務委託契約を継続する事が出来ました。

行政書士会への委託業務の主な内容は、

1. 「ワンストップセンター」からの依頼を受け「適切な外国人材の選定(職種や在留資格)」のための相談、調査、アドバイス等。
2. 「ワンストップセンター」から依頼される、入国の際の手続き、入社後定着についての支援。

この2項目です。この委託業務は、石川県行政書士会の懸案であった「石川県との継続的連携事業」であり、この先増え続けるであろう「入管業務」の入口と考えています。

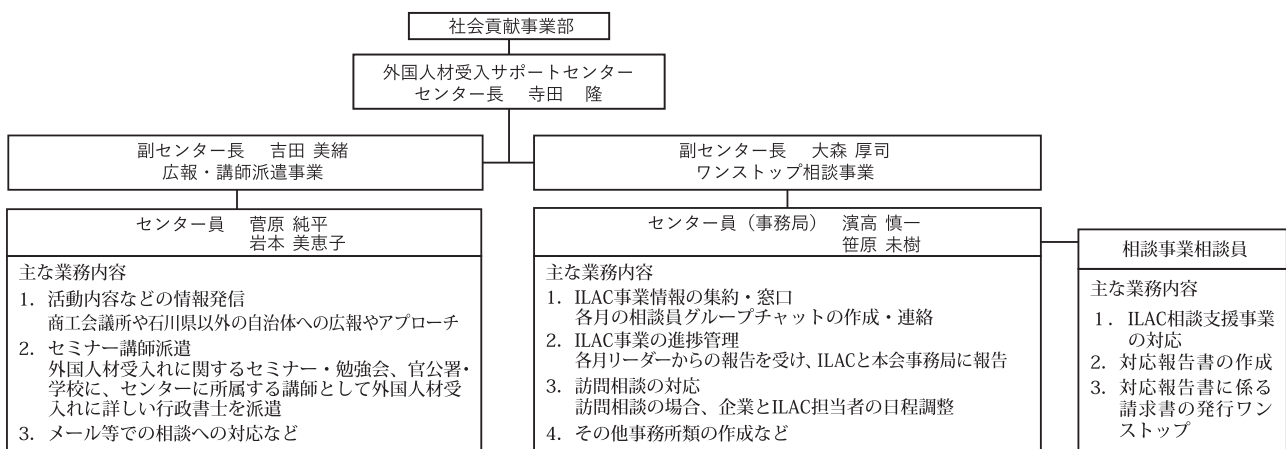


現在、委託業務に対応するため、相談員研修の最中です。研修は、知識や技術習得はもちろん、聴く力・本質を見抜く力・導く力の向上も重要であるため、コーチングの技術も取り入れています。

また、令和6年6月1日には、加賀市が特区認証を取得

した国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の「外国人起業活動促進事業」に係る業務等に関して覚書を交わし、協力体制も継続しています。

これらのサポート協力要請事業に対応するため、今年度から、組織体制及び役割分担を次のとおりとしました。



また、従来から継続されている「金沢大学留学生向け講義」「石川県留学生向け講義」「公益財団法人いしかわ農業総合支援機構(INATO)いしかわ耕稼塾」への講師派遣事業も行いました。

当サポートセンターの活動を通して県内に適正な外国人雇用が広がり、県内の外国人労働者が増加する一助になればと考えております。

コスモス石川 活動報告



石川県支部 支部長 中川 大

1 成年後見制度に関する諸課題と利用促進基本計画について

平成12年に介護保険制度とともに制定、導入された成年後見制度は、今や権利擁護に欠かせない存在となっています。国は、全国あまねくこの制度が普及し、必要とされる方々に躊躇なく利用して頂くために、平成29～令和3年度の「第一期成年後見制度利用促進基本計画(中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築など)」を策定、実施しました。

成年後見制度の運用は多種多様な層にまたがり、関係者は直接の利用者であるご本人を始め、間接利用者ともいえるご家族ご親族のほか、受任者である成年後見人等はもちろんのこと、介護・福祉・医療等の事業所や家庭裁判所、自治体など、多くの関係機関に及びます。

しかしながら、皆保険制度と契約による介護保険、介護サービスなどと異なり、成年後見制度には脆弱な面もあり、様々な課題を抱えています。

具体的には、親族後見人と士業などの第三者専門職後見人の比率、後見人等による不適正事務、ご本人の意向に沿わない支援、後見人等の担い手(受任者)不足、申立てにかかる本人情報の拡充、ご本人と成年後見人等のミスマッチ、一度就任した後見人等が辞められない、あるいは容易に交代できない、後見人等の報酬が低廉又は報酬が得られない、あるいは支援内容に見合わない高額な報酬、法定後見の死後事務の範囲と権限、やや硬直的な司法(家庭裁判所)による制度運用、受任者への苦情に対する専門職団体における苦情処理、法定後見に偏り任意後見の利用が低調、任意後見の発効遅れ(任意後見監督人がなかなか選任されない)、任意後見が発効した後の二重報酬負担(任意後見人の報酬と任意後見監督人への報酬が発生)などが挙げられます。

こうした課題に取り組むために、令和4～8年度にかけて「第二期利用促進基本計画」が閣議決定され、来年度はその最終年度となります。

2 利用促進に関する国の会議と法改正に関する中間試案について

厚生労働省では、利用促進会議(法務・厚労・総務大臣その他関係者)及びその幹事会(関係府省の局長等)と、利用促進専門家会議(弁護士、大学教授、医師、リーガル

サポート、育成会、家族会、社福士、裁判所、厚労省、法務省、自治体などの有識者で構成)を開催しています。

令和6年度において専門家会議は年4回開催され、本年3月7日に第二期計画における「中間検証報告書」が取りまとめられました。

法務省では法制審議会において、令和6年4月から令和7年7月までに23回の民法(成年後見等関係)部会が開催され、集中的かつ精力的に成年後見制度の見直しに向けた審議が行われました。本年6月10日に「民法(成年後見関係)等の改正に関する中間試案」が公表され、意見募集(パブリックコメント、募集期間～8/25まで)が行われました。

中間試案の項目は多岐に渡り、各自で目を通して頂くとしてその内容について詳しくは触れませんが、今後の成年後見制度の在り方について具体的に検討されています。成年後見制度がより柔軟に、そして利用者ご本人の生活支援、権利擁護として利便性よく有効に機能し、また成年後見人等の活動においても継続的かつ意欲的な環境に整備され、あわせて関係機関・関係者の理解を得たうえで、国民に有益な制度となることを期待しています。

3 終わりに

さて、この原稿を書いている時は、非常に厳しい暑さが続いています。酷暑の夏は、秋が早い印象がありますが、発刊時には過ごしやすい季節になっていることと思います。

今後ともコスモス石川の事業活動にご理解頂きますようお願い申し上げます。



R7.4.3「統一報告書式等について」 講師：金沢家裁主任書記官 研修会(近江町交流プラザ)



会員のコーナー

「ローカルルールと事前相談の大切さ」

小松支部 荒川 朋範

当事務所では、古物商許可申請も取り扱っております。

審査基準(許可基準)は、古物営業法等の法令によりますが、石川県での申請と富山県での申請とでは、いわゆる運用、ローカルルールに違いがあり、提出書類も異なっています。

例えば、古物をインターネット上で売買する場合には、そのURLを届け出る必要があるのは共通していますが、申請書に添付すべき資料については、石川県と富山県では違いがあります。

石川県(石川県公安委員会)では、URLを記載し、その画面のスクリーンショットを添付することで申請を受け付けてもらえるところです。

一方、富山県(富山県公安委員会)では、これらに加え、URLの利用権限を疎明する必要があり、URL管理者による疎明書を求められます。

もっとも、URL管理者による疎明書は取得することが困

難であることが通常であり、その場合は、URL管理者とのやり取りを記録した書面を準備し、URL管理者による疎明書が得られなかった旨及び申請者自身が責任もってURLを管理していることの上申書が必要になります。

上記の取扱いについては、一般に公開されておらず、実際に富山県内の警察署への事前相談にて分かったことです。

古物商許可申請一つを見ても、地域ごとに運用が異なることがある(ローカルルール)があることを実感しました。

今後も、初めての地域が審査主体となる場合は、ローカルルールの有無について事前に確認し、ご依頼者様に不利益が生じないように、徹底した調査を行っていきたいと思います。

なお、富山県の古物商許可申請については、書類の不備もなく、無事に許可を取得することができました。

これからも、許認可業務を取り扱う際には、徹底した事前調査とローカルルールの有無を確認しながら、確実に許可が得られるように段取りを組みたいと思います。

「農業ボランティア体験記」

金沢支部 森 欣史

6月28日に穴水町で、「原木しいたけ植菌作業・ほだ木の運搬」の農業ボランティアに参加しました。

作業内容は、まずドリルで原木に穴を開けて、その穴に植菌を行うというものです。私は、午前中はドリルを担当しました。

原木一本につき、30個くらいの穴を開けます。3秒に1個開けるとすると、1分間で20個、1時間では1200個開けることになります。これを2時間半くらいやりました。

専用のドリルは毎分1万回転と、レーシングカーのエンジン並みの高回転数です。指に当たったら大怪我になります。集中力を切らさないことが大切です。

私は初心者なので、どうしても無駄な力が入ってしまい、だんだんと手が痺れてきました。そうなると危険なので、午後からは植菌作業に交代してもらいました。

植菌はドリルよりは楽ですが、ほだ木は意外と重いので、運搬は大変です。ただ、作業が終わると、達成感があります。ほかのボランティアさんとの交流も楽しいです。

農業体験は貴重ですね。良い経験になりました。

食べ物を作るということは、大変なことなのですね。これからは、しいたけを見る目が変わりそうです。

その後は、能登島に行きました。ツインブリッジが今月から通行可能になったので、さっそく渡りました。

能登島では、ひよっこり温泉島の湯からのとじま水族館まで、往復約12キロをランニングしました。海風と潮の香が気持ち良かったです。

当然、暑くて汗だくになりましたが・・・

その後は、温泉に入ってから帰宅しました。

その日の夜のビールが美味しかったことは、言うまでもありません！



「夏・最後の川泳ぎ」

金沢支部 明石 弘貴

あの頃、小学六年生の男子でも足が立たないほど深い川だった。昨年の初夏、故郷福井県大野市へお墓参りを兼ねて、訪ねてみた。

昔みんながよく泳いだ赤根川(あかねがわ)。見渡しても、子供達の姿はない。川の水は今、膝の高さほどしかないのだ。

すると、太陽と共に遊んでいた子供達の姿が原風景のように甦ってきた。

夏休み期間中、毎日のように一緒に泳ぎに行っていた近所の友達のなかに、同級生の鉄(てつ)ちゃんというリーダー的な存在の男子がいた。六年生の時、鉄

ちゃんは町会子供会の班長で、私は副班長だった。鉄ちゃんは体も大きく優しくて、みんなから慕われていた。夏休みも残り数日となったある日、鉄ちゃんが私に、「ね、明石君、僕ね、引っ越して転校もしなければならなくなったみたいなんだよ。昨日母ちゃんから聞いたんだけど、父ちゃんの会社がなくなったから、福井に行くことになったらしいんだよ。みんなと一緒に遊べなくなるから、引っ越しも転校もいやなんだ。赤根川へ泳ぎに来るのも今日が最後かもしれないんだ」と言っていて、いつも元気で明るい鉄ちゃんは途中から少し涙声になっていた。私は、何も言えなかった。

二学期が始まってから、鉄ちゃん家の前を通ると、玄関の戸は固く閉じて、人の気配はない。玄関前には雑草が伸び始めていた。

「ゴルフが繋ぐ仕事の輪」

金沢支部 森 眞一郎

みなさんはどんなスポーツを趣味とされているでしょうか？

行政書士という座り仕事が多い職業は自ら体を動かすスポーツをすることで体の健康を維持することができます。

私も平成19年に開業してから運動もせず仕事一筋で来たところ、足腰が弱くなりちょっとしたことで歩くことに疲れる毎日でした。

官公庁の階段を上ることさえ疲れてしまうことさえありました(笑)

そんな時です。先輩行政書士の先生からゴルフを誘われて始めてみました。

正直、開業してまだまだ、生活を安定させるために仕事を追い求めている時にお金のかかりそうなゴルフをすることに戸惑いも感じましたし、そんな余裕が自分にあるのか自問自答もしました。

しかし、いざ始めてみるとこんなに楽しく、健康的で何よりも仕事に繋がるスポーツはないんじゃないかと感じました。(下世話ですが・・・)

それは、まず私たち行政書士は相続など個人を相手にする場合もありますが、圧倒的に個人事業主や会社社長を相手に仕事するのではないのでしょうか(相続専門にしている方は別ですが・・・)

仕事ですから、仕事だけの接点もいいとは思いますが、やはり人と人との関わり、社長をよく知り、また自分を知ってもらううえでの長期的な関係性を築くためには、仕事以外の接点があった方が断然、色々な相談も受けやすいですし、長い関係を(みんないい笑顔です!!)続ける(継続的な相談相手)可能性が高くなるかと思います。

それがゴルフです!!

知っていましたか？

とくに建設業の社長はゴルフの好きな方が多いという事実を・・・

私もよく建設業許可の依頼をされた社長さんからゴルフを誘われました。

以前は丁重にお断りしていましたが、自分がゴルフを始めたことを知ると今まで以上にあちらこちらから、ゴルフのお誘いがくるようになりました。

そして、一緒にラウンドする方々は建設業の社長さんばかりです。

言わずもがな、昼休憩の食事なんかでは、もちろん仕事の話も出て、それが仕事に繋がることは言うまでもありません(笑)

どうですか？

敷居が高そうなスポーツと思われがちですが、全然そんなことはありませんよ。

そしてなんと石川県行政書士会には唯一のスポーツサークルであるゴルフサークル「コスモス100倶楽部」というものがあるんです!!

入会金、会費も不要です。

年に4~5回コンペを開催し、石川県社労士会との合同コンペなど他士業との交流コンペもあります。

コンペ後には表彰式を兼ねた懇親会等、先輩行政書士の先生との交流も盛んです。

他士業の先生とゴルフを通じて交流を深め、健康にも良く、仕事に繋がる。

こんなに楽しいサークルはありません!!

実はわたくしがこのクラブの事務局を担当していますので、ぜひ、ゴルフを始めてみたい先生、すでにゴルフをされている先生、どんな方でも「コスモス100倶楽部」の事務局森までご連絡ください。

今後のコンペや懇親会等のご案内を致しますので、皆様の多数のお問い合わせをお待ちしています。

仕事もゴルフもナイスショット!!

(お問い合わせ)

コスモス100倶楽部 事務局長 森 眞一郎

メール: moriooffice86@gmail.com

携帯: 090-1313-2104



懇親会も大盛り上がり!!

新しい13人の仲間紹介



■七尾支部
■令和7年1月1日入会
■事務所所在地 七尾市上府中町ス53番地
TEL.0767-52-0417

山王 啓造 (さんおう けいぞう)

還暦目前のヒヨコですが、今までの人生経験を活かして一生懸命頑張りますので、皆さんよろしくお願いします。



■金沢支部
■令和7年2月15日入会
■事務所所在地 金沢市光が丘3丁目202番地
TEL.076-298-7221

吉田 翔平 (よしだ しょうへい)

令和7年2月に登録をしました吉田翔平と申します。
現在は、社会保険労務士事務所にて勤務社会保険労務士として業務に従事しています。
今後は依頼された方の悩みや不安を解消し、役に立てることが出来る行政書士になるため、日々、確実・丁寧な仕事をしていきたいと考えています。
ご指導、ご鞭撻のほど何卒よろしくお願いいたします。



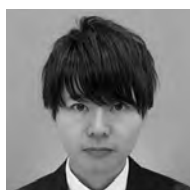
■小松支部
■令和7年2月15日入会
■事務所所在地 能美市大浜町ク142番地
大浜アパート103
TEL.090-4765-6654

尾山 隆 (おやま たかし)

令和7年2月に石川県行政書士会に入会させていただきました尾山隆と申します。

業務に関する知識や経験はまだこれからですが、少しでも早く皆様に信頼していただけるような行政書士となれるよう、日々勉強と努力を積み重ねていく所存でございます。

諸先輩方のご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。



■金沢支部
■令和7年3月1日入会
■事務所所在地 金沢市長田2丁目24番33号
TEL.076-254-0301

田中 翔平 (たなか しょうへい)

令和7年3月に行政書士登録をしました田中翔平と申します。
平成31年に行政書士試験に合格しておりましたが、このたび「行政書士として人のお役に立ちたい」との思いから、実務を始めることを決意いたしました。

行政書士の幅広い業務の中から、自身の知識や経験を生かせる分野を見つけ、専門性を深めていきたいと考えております。
どうぞよろしくお願い申し上げます。



■金沢支部
■令和7年3月1日入会
■事務所所在地 金沢市長田2丁目24番33号
TEL.076-254-0301

山本 恵美 (やまもと えみ)

2025年3月に行政書士として登録いたしました、山本と申します。
前職では自治体職員として、証明書の交付や戸籍の記載業務などに携わってまいりました。

現在は、相続を中心とした業務を担当しております。
まだまだ経験は浅いものの、親しみやすく、信頼される行政書士を目指し、日々自己研鑽に努めております。
どうぞよろしくお願いいたします。



■輪島支部
■令和7年3月15日入会
■事務所所在地 輪島市河井町23部16番地23
TEL.0768-22-6736

松下 秀行 (まつした ひでゆき)

はじめまして松下と申します。
私は約10数年間、東京、埼玉、福岡、神奈川と転々としており、今回の地震の影響で石川に戻ってまいりました。

10数年間の中で3社ほど士業の事務所を経験してきましたが、特に行政書士に関しては、日々新たな仕事を生み出しておりこれだけやりがいのある仕事というのなかなかないのではないのでしょうか。

今後も研鑽し、地域に根付いていけるような行政書士になりたいと思います。



■金沢支部
■令和7年4月2日入会
■事務所所在地 河北郡津幡町字太田ほ330番地5
TEL.070-8908-3194

加藤 剛 (かとう つよし)

行政書士として一步を踏み出したばかりですが、日々学び続け、信頼される存在となれるよう努めています。地道に、一つひとつのご相談に丁寧に向き合っています。



■金沢支部
 ■令和7年5月1日入会
 ■事務所所在地 金沢市藤江北二丁目94番地
 南藤ビル101
 TEL.076-225-7289

佐藤 慎一郎 (さとう しんいちろう) 東京会より転入

佐藤慎一郎と申します。

2014年に行政書士登録し、2025年4月に東京会より石川会へ移転して参りました。

専門は入管業務で、申請取次や企業の外国人雇用支援に注力しております。

どうぞよろしくお願いいたします。



■金沢支部
 ■令和7年5月1日入会
 ■事務所所在地 金沢市若宮町リ43番地1
 TEL.080-3740-2770

大西 明夫 (おおにし あきお)

令和7年5月に入会いたしました大西明夫です。永年裁判所書記官等として裁判事務、司法行政事務に従事し、適正迅速な裁判に尽力してきました。各種文書作成のスキル、経験を生かし、行政書士として皆様のお役に立ちたいと考えております。趣味は短歌、俳句、お酒、カラオケ、ボーリング、ガーデニングです。皆様どうぞよろしくお願いいたします。



■金沢支部
 ■令和7年5月15日入会
 ■事務所所在地 金沢市西都二丁目26番地
 コルベール・103号
 TEL.070-8483-6858

太田 裕子 (おおた ゆうこ)



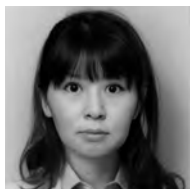
■金沢支部
 ■令和7年5月15日入会
 ■事務所所在地 金沢市西念1丁目3-9
 オリエルビル201
 TEL.076-282-9912

程野 京子 (ほどの きょうこ)

この度ご縁が繋がり、神奈川県より移住し金沢市で事務所を開所いたしました。

自動車登録業務をはじめ、会社設立・変更業務等、幅広い分野の仕事をしていきたいと考えております。新しい出会いを楽しみに、地域に貢献できるよう一つ一つの業務に真摯に取り組んでまいります。またお客様に寄り添い、お客様が笑顔になれるよう、日々精進してまいります。

ご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願いいたします。



■金沢支部
 ■令和7年5月15日入会
 ■事務所所在地 金沢市栗崎町2丁目59
 カーサ・デ・スタジオ107
 TEL.090-8980-5402

吉野 佳世 (よしの かよ)

直近では、JICA や NGO に所属し、アフリカ・ヨーロッパで勤務してまいりました。各国の役所や制度と向き合い、組織の一員として働くなかで「自分は何のためにこの仕事をしているのだろう」と考える場面も多々ありました。

そんな経験を重ねるうちに、もっと自分の言葉と良心で仕事をしていきたいという思いが強くなり、行政書士という道を選びました。

これから地域の皆さまと丁寧に関係を築きながら、一歩ずつ自分の仕事をかたちにしていけたらと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

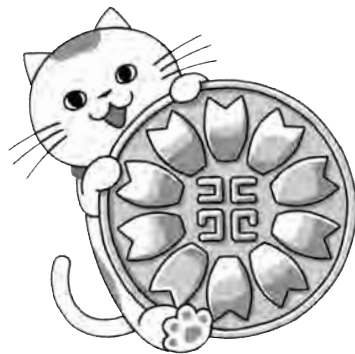


■金沢支部
 ■令和7年6月1日入会
 ■事務所所在地 金沢市長田2丁目24番33号
 TEL.076-254-0301

上野 真由美 (うえの まゆみ)

令和7年6月に登録させていただきました上野真由美と申します。

何事も一生懸命努めていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。



1月 6日(月)	第5回石川県外国人材受入サポートセンター会議	本会会議室	7名
1月 6日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
1月 7日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
1月 8日(水)	月例無料相談会（金沢市）	石川県繊維会館2階	2名
1月 8日(水)	月例無料相談会（七尾市）	平和堂アルプラザ鹿島	2名
1月 9日(木)	新規登録希望者面談	本会会議室	1名
1月10日(金)	七尾市公費解体支援派遣員募集説明会	オンライン	4名
1月14日(火)	石川県国際交流協会会議	石川県国際交流協会リファール3階	1名
1月14日(火)	月例無料相談会（白山市）	白山市役所	1名
1月15日(水)	石川運輸支局登録窓口相談員ガイダンス	Zoom	2名
1月15日(水)	新規登録希望者面談	本会会議室	1名
1月16日(木)	第4回業務部会	Zoom会議	8名
1月16日(木)	中小企業支援業務研究会	Zoom	1名
1月16日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
1月16日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
1月16日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
1月17日(金)	第6回石川県外国人材受入サポートセンター会議	本会会議室	3名
1月17日(金)	職務上請求書確認作業	本会会議室	3名
1月17日(金)	日行連新年賀詞交歓会	ホテルオークラ東京	7名
1月20日(月)	出前講座：金沢市地域包括支援センターかみあらや	金沢市地域包括支援センターかみあらや	1名
1月20日(月)	広報・監察部 副会長、部長、副部長会議	オンライン会議（Zoom）	3名
1月21日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
1月22日(水)	第4回社会貢献事業部会議	本会会議室	7名
1月23日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3階	1名
1月23日(木)	広報・監察部 副会長、部長、副部長会議	オンライン会議（Zoom）	3名
1月23日(木)	第4回総務・経理部会	Zoom会議	8名
1月24日(金)	金沢支部研修懇親会 来賓出席	九州自慢 金沢駅前店	1名
1月24日(金)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	1名
1月27日(月)	第5回封印管理委員会	Zoom会議	4名
1月28日(火)	第4回官民業務受託調査特別委員会	Zoom	4名
1月28日(火)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	3名
1月30日(木)	農地・国土開発研究会	Zoom会議	1名
1月31日(金)	法教育：金沢市立野田中学校	金沢市立野田中学校	1名
1月31日(金)	来客対応：近畿日本ツーリストからの土業団体協議会への事業提案（観光業復興支援のための国の公募事業への参画打診）	オンライン（Zoom）	1名
1月31日(金)	新規登録希望者面談	本会会議室	1名
2月 3日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
2月 4日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
2月 4日(火)	経理審査	石川県繊維会館2階	2名
2月 4日(火)	石川県コミュニティ再建事業オンライン相談説明会	石川県庁	1名
2月 4日(火)	月例無料相談会（白山市）	白山市役所	1名
2月 5日(水)	経済産業省サイバーセキュリティ課との意見交換会	本会会議室	2名
2月 6日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3階	1名
2月 6日(木)	第2回暴力団等排除対策委員会	Zoom会議	2名
2月 7日(金)	第5回部長会	Zoom会議	13名
2月12日(水)	月例無料相談会（金沢市）	石川県繊維会館2階	2名
2月12日(水)	月例無料相談会（七尾市）	平和堂アルプラザ鹿島	2名
2月13日(木)	的場晴次黄綬褒章受章祝賀会実行委員会	本会会議室	1名
2月17日(月)	石川県国際交流協会会議	石川県国際交流協会リファール3階	1名
2月17日(月)	第6回業務研修会「申請取次コンプライアンス他」	金沢市ものづくり会館	6名
2月17日(月)	中部運輸局との意見交換会および封印担当者会議	Zoom	2名
2月18日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
2月18日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
2月20日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
2月20日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
2月20日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
2月20日(木)	第5回総務・経理部会	Zoom会議	7名
2月21日(金)	石川県経営支援課との打合せ	本会会議室	2名
2月22日(土)	開業セミナー	石川県地場産業振興センター	10名
2月25日(火)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	2名
2月25日(火)	奈良県行政書士会との意見交換会	オンライン	5名
2月26日(水)	次年度事業計画案の策定	オンライン会議	4名
2月27日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3階	1名
2月28日(金)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	1名
2月28日(金)	新規登録希望者面談	本会会議室	1名
3月 3日(月)	丁種会員への実務研修会の補講	本会会議室	2名
3月 3日(月)	官公署訪問（監察活動）	石川県健康福祉部薬事衛生課、農業委員会（白山市、小松市、加賀市）	2名
3月 3日(月)	官公署訪問（監察活動）	金沢市保健所、農業委員会（野々市市、川北町、能美市）	2名
3月 3日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
3月 4日(火)	官公署訪問（監察活動）	石川県南加賀保健福祉センター	2名
3月 4日(火)	官公署訪問（監察活動）	輪島市農業委員会	1名
3月 4日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
3月 4日(火)	北信越運輸局主催 登録・検査業務効率化・DX化WEB説明会	オンライン	1名
3月 5日(水)	官公署訪問（監察活動）	農業委員会（津幡町、内灘町、かほく市、宝達志水町）	2名
3月 6日(木)	第2回定例会・懇親会（石川県土業団体協議会）	金沢東急ホテル	5名
3月 6日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3階	1名

3月 7日(金)	中地協第4回理事会	KKRホテル金沢	2名
3月 7日(金)	令和6年能登半島地震復興支援事業	KKRホテル金沢	8名
3月10日(月)	石川県成年後見セミナー	石川県庁	1名
3月11日(火)	月例無料相談会（白山市）	白山市役所	1名
3月12日(水)	第7回石川県外国人材受入サポートセンター会議	被支給者事務所（Zoom会議）	6名
3月12日(水)	新規登録希望者面談	本会会議室	1名
3月12日(水)	月例無料相談会（金沢市）	石川県繊維会館2階	2名
3月12日(水)	月例無料相談会（七尾市）	平和堂アルブラザ鹿島	2名
3月13日(木)	第5回社会貢献事業部会議	本会会議室	4名
3月13日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
3月13日(木)	石川県土木部監理課との意見交換会	オンライン	4名
3月14日(金)	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	3名
3月15日(土)	第3回広報・監察部会	ITビジネスプラザ武蔵	9名
3月18日(火)	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
3月18日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
3月19日(水)	第5回業務部会	Zoom会議	7名
3月20日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
3月20日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
3月21日(金)	第6回総務・経理部会	本会会議室	8名
3月21日(金)	名古屋出入国在留管理局管轄県会員を対象とした研修会	オンライン	1名
3月25日(火)	新聞記事収集	石川県立図書館	1名
3月25日(火)	第7回業務研修会「行政書士コンプライアンス」	石川県地場産業振興センター本館第2研修室	7名
3月26日(水)	日行連一般倫理研修（能登会場）	和倉温泉お祭り館2階 大会議室	1名
3月26日(水)	第1回選挙管理委員会	本会会議室	6名
3月27日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3階	1名
3月27日(木)	月例無料相談会（津幡町）	津幡福祉教育プラザ	1名
3月27日(木)	中小企業支援業務研究会	Zoom	1名
3月28日(金)	第6回部長会	本会会議室	10名
3月28日(金)	石川県知事馳浩様への震災復興支援活動に係る要望書提出（日行連と石川会の連名）※日行連から会長ほか3名が同席。	石川県庁	1名
3月28日(金)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	1名
3月28日(金)	中部地区申請取次行政書士管理委員会との意見交換会	オンライン	2名
3月31日(月)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	3名
4月 7日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
4月 7日(月)	新規登録希望者面談	本会会議室	1名
4月 8日(火)	月例無料相談会（白山市）	白山市役所	1名
4月 8日(火)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	3名
4月 9日(水)	月例無料相談会（金沢市）	石川県繊維会館2階	1名
4月 9日(水)	会計監査	本会会議室	6名
4月10日(木)	日本弁理士会北陸会との石川県士業団体協議会幹事団体引き継ぎ	本会会議室	2名
4月11日(金)	チャレンジ支援補助金等サポート実施依頼（石川県担当者来客対応）	本会会議室	2名
4月12日(土)	第1回理事会	石川県地場産業振興センター	20名
4月14日(月)	会長選挙説明会	本会会議室	2名
4月15日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
4月15日(火)	県商工労働部チャレンジ補助金説明会	オンライン	1名
4月17日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
4月17日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
4月17日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
4月17日(木)	文書電子化作業	本会会議室	3名
4月18日(金)	月例無料相談会（野々市市）	野々市市役所	2名
4月24日(木)	月例無料相談会（津幡町）	津幡福祉教育プラザ	1名
4月24日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3階	1名
4月25日(金)	県商工労働部チャレンジ補助金説明会	石川県地場産業振興センター本館第2研修室	4名
4月26日(土)	出前講座：白山市社会福祉協議会地域ふれあいサロン	白山市井口公民館	1名
5月 1日(木)	石川県コミュニティ再建事業オンライン相談説明会	石川県庁	1名
5月 7日(水)	七尾支部定時総会 来賓出席	いこいの村能登半島羽咋郡志賀町志賀の郷温泉	1名
5月 7日(水)	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名
5月 8日(木)	第1回石川県防災総合訓練会議	かほく市高松産業文化センター	2名
5月 8日(木)	第1回石川県外国人材受入サポートセンター会議	本会会議室	6名
5月 9日(金)	小松支部 定時総会 来賓出席	小松市民センター	1名
5月13日(火)	月例無料相談会（白山市）	白山市役所	1名
5月13日(火)	なりわい補助金サポート実施依頼（石川県担当者来客対応）	本会会議室	2名
5月13日(火)	時事通信社（来客対応）	本会会議室	2名
5月14日(水)	月例無料相談会（金沢市）	石川県繊維会館2階	1名
5月14日(水)	月例無料相談会（七尾市）	平和堂アルブラザ鹿島	2名
5月14日(水)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	3名
5月15日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
5月15日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
5月15日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
5月16日(金)	公明党 小松実議員 ほか県議会議員2名（来客対応）	本会会議室	1名
5月16日(金)	金沢支部 定時総会 来賓出席	ラグナヴェール金沢	1名
5月20日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
5月21日(水)	家族法・民事法務業務（合同）研究会	金沢市ものづくり会館	4名
5月22日(木)	月例無料相談会（津幡町）	津幡福祉教育プラザ	1名
5月22日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファール3階	1名
5月22日(木)	北陸地区土地政策推進連携協議会 通常総会	石川県地場産業振興センター	1名

5月23日(金)	月例無料相談会（野々海市）	野々海市役所	2名
5月23日(金)	石川県社会保険労務士会 定時総会 来賓出席	金沢東急ホテル	1名
5月23日(金)	第1回官民業務受託調査特別委員会	寿司割烹 金水 2階座敷	12名
5月24日(土)	石川県司法書士会 定時総会 来賓出席	山代温泉みやびの宿加賀百万石	1名
5月27日(火)	新規登録者登録伝達式 3名	本会会議室	3名
5月30日(金)	石川県行政書士会 令和7年度定時総会	金沢東急ホテル ボールルーム	245名(委任状含)
6月 2日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
6月 5日(木)	総務・経理部 正副部長会議	本会会議室	2名
6月 5日(木)	白山市合同行政相談所	白山市福祉ふれあいセンター	1名
6月 6日(金)	中地協令和7年度定時総会	KKRホテル金沢 鳳凰の間	6名
6月 9日(月)	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
6月 9日(月)	広報・監察部 副会長、部長、副部長会議	オンライン会議（Zoom）	3名
6月11日(水)	月例無料相談会（金沢市）	石川県繊維会館2階	1名
6月11日(水)	月例無料相談会（七尾市）	平和堂アルブラザ鹿島	2名
6月11日(水)	社会貢献事業部 副会長、部長、センター長、副部長会議	本会会議室	4名
6月12日(木)	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
6月12日(木)	業務部 正副部長会議（なりわい補助金）	Zoom	3名
6月13日(金)	第1回申請取次行政書士管理委員会会議	本会会議室	5名
6月17日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
6月17日(火)	第2回石川県外国人材受入サポートセンター会議	本会会議室	6名
6月18日(水)	業務部 正副部長会議（相談員リスト・会員の部屋）	Zoom	2名
6月18日(水)	業務部 正副部長会議（部内業務全般）	Zoom	3名
6月19日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
6月19日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
6月19日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
6月19日(木)	新規登録希望者面談	本会会議室	2名
6月20日(金)	月例無料相談会（野々海市）	野々海市役所	2名
6月23日(月)	新規登録希望者面談	本会会議室	1名
6月23日(月)	第1回いしかわ外国人材活用OSS相談員養成研修（講師・レジュメ準備等）	金沢市ものづくり会館	2名
6月23日(月)	第1回いしかわ外国人材活用OSS相談員養成研修（研修会準備・進行補佐等）	金沢市ものづくり会館	5名
6月25日(水)	第1回社会貢献事業部会	本会会議室	8名
6月26日(木)	第1回業務部会・第1回政策委員会	本会会議室	8名
6月26日(木)	外国人のための無料相談	石川県国際交流協会リファアーレ3階	1名
6月26日(木)	第1回会報グループ会議	オンライン会議（Zoom）	6名
6月30日(月)	北陸税理士会 金沢支部定期総会・懇親会 来賓出席	ホテル日航金沢	1名
6月30日(月)	第1回選挙管理委員会	本会会議室	5名
6月30日(月)	第1回綱紀委員会	本会会議室	5名
6月30日(月)	第1回総務・経理部会	本会会議室	9名
7月 1日(火)	第2回申請取次行政書士管理委員会	Zoom	4名
7月 2日(水)	あいさつ及び打合せ	いしかわ人材確保・定住支援機構	3名
7月 3日(木)	第2回官民業務受託調査特別委員会	Zoom	4名
7月 4日(金)	七尾市公費解体支援事業公費解体受付終了後の支援について	七尾市市民生活部環境課、七尾市役会場、パトリア会場	2名
7月 7日(月)	月例無料相談会（小松市）	小松市役所	1名
7月 7日(月)	石川県外国人材受入サポートセンター広報講師派遣グループ会議	本会会議室	4名
7月 9日(水)	月例無料相談会（七尾市）	平和堂アルブラザ鹿島	2名
7月14日(月)	第1回定例会・懇親会（石川県士業団体協議会）	金沢東急ホテル	3名
7月15日(火)	月例無料相談会（内灘町）	内灘町役場	2名
7月15日(火)	法務省金沢公安調査事務所 大和様・佐々木様 面談	本会会議室	2名
7月16日(水)	第1回支部長会	Zoom	6名
7月17日(木)	月例無料相談会（かほく市）	ほのぼの健康館	1名
7月17日(木)	月例無料相談会（能美市）	能美市社会福祉協議会ふれあいプラザ2階	1名
7月17日(木)	月例無料相談会（金沢市）	金沢市役所	2名
7月23日(水)	新規登録希望者面談	本会会議室	1名
7月23日(水)	75周年記念事業（記念誌）初回打合せ	石川県繊維会館2階 会議室	3名
7月23日(水)	経理審査（4・5・6月分）	本会会議室	3名
7月23日(水)	職務上請求書確認作業	本会会議室	5名
7月23日(水)	第2回いしかわ外国人材活用OSS相談員養成研修（研修会準備・進行補佐等）	石川県地場産業振興センター	4名
7月23日(水)	第2回いしかわ外国人材活用OSS相談員養成研修（講師・レジュメ準備等）	石川県地場産業振興センター	3名
7月24日(木)	月例無料相談会（津幡町）	津幡福祉教育プラザ	1名
7月24日(木)	日本語サポーター研修への講師派遣依頼	能美市国際交流協会	1名
7月25日(金)	月例無料相談会（野々海市）	野々海市役所	2名

会員の動き

【新規登録事項】 13名

登録年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	電話番号
R7. 1. 1	七尾	山王 啓造	七尾市上府中町ス53番地	0767-52-0417
R7. 2.15	金沢	吉田 翔平	金沢市光が丘3丁目202番地	076-298-7221
R7. 2.15	小松	尾山 隆	能美市大浜町ク142番地 大浜アパート103	090-4765-6654
R7. 3. 1	金沢	田中 翔平	金沢市長田2丁目24番33号	076-254-0301
R7. 3. 1	金沢	山本 恵美	金沢市長田2丁目24番33号	076-254-0301
R7. 3.15	輪島	松下 秀行	輪島市河井町23部16番地23	0768-22-6736
R7. 4. 2	金沢	加藤 剛	河北郡津幡町字太田ほ330番地5	070-8908-3194
R7. 5. 1	金沢	佐藤 慎一郎 (東京会より転入)	金沢市藤江北二丁目94番地 南藤ビル101	076-225-7289
R7. 5. 1	金沢	大西 明夫	金沢市若宮町リ43番地1	080-3740-2770
R7. 5.15	金沢	太田 裕子	金沢市西都二丁目26番地 コルベール・103号	070-8483-6858
R7. 5.15	金沢	程野 京子	金沢市西念1丁目3-9 オリエルビル201	076-282-9912
R7. 5.15	金沢	吉野 佳世	金沢市粟崎町2丁目59 カーサ・デ・スタジオ107	090-8980-5402
R7. 6. 1	金沢	上野 真由美	金沢市長田2丁目24番33号	076-254-0301

【事務所所在地変更】 3名

受理年月日	所属支部	氏名	新事務所所在地	電話番号
R7. 5.30	金沢	三野 和宏	金沢市大手町2番24-401号	076-254-1855
R7. 5.30	金沢	坂元 敦	金沢市寺町3丁目14-18 寺町1418ビル 301号	076-227-8580
R7. 6.30	輪島	下野 信行	鳳珠郡能登町字宇出津レ字1番地4	0768-62-1008

【退会者】 8名

受理年月日	所属支部	氏名	退会理由	受理年月日	所属支部	氏名	退会理由
R6.12.23	金沢	鈴木 浩史	ご逝去	R7. 3.31	七尾	宮本 史郎	廃業
R7. 1.13	七尾	林 正志	ご逝去	R7. 3.31	金沢	笠間 光隆	廃業
R7. 3.31	七尾	磯部 由美子	廃業	R7. 4. 1	金沢	古川 逸人	他会転出
R7. 3.31	小松	上田 克助	廃業	R7. 5.20	小松	中道 啓司	ご逝去

※鈴木浩史様(金沢)・林正志様(七尾)・中道啓司様(小松)のご冥福をお祈り申し上げます。

会費納入の お願い

日頃より会の運営につきまして格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和7年度分会費未納の方にご請求申し上げます。

ご多忙の折とは存じますが、下記へ至急ご納入下さいますようお願い申し上げます。なお、併せて当会政治連盟会費未納の方も下記へご納入お願い申し上げます。

記

1. 石川県行政書士会
令和7年度会費 金 72,000 円
納入方法 払込取扱票によりご納入下さい
お振込先 石川県庁内郵便局
口座番号 00750-6-55558
口座名義 石川県行政書士会

2. 日本行政書士政治連盟(石川県支部)
令和7年度会費 金 5,400 円
納入方法 払込取扱票によりご納入下さい
お振込先 石川県庁内郵便局
口座番号 00720-1-74073
口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部

荒川 朋範

初めて会報いしかわの編集に携わらせていただきました。内容を精査する中で、改めて行政書士の奥深さや可能性を感じることができました。

会報や広報を通じて、少しでも行政書士業界を盛り上げていければと思います。

次回以降も、真心を込めて編集の一翼を担っていきたいと思います。

今井 邦彦

「会報いしかわ」の原稿作成や取材等にご協力いただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

広報・会報には、種々の役割がございます。石川県行政書士会の活動を知っていただき、その情報を日々の業務や生活、関係者との信頼関係の構築等にお役立ていただけるよう広報活動ができればと思っております。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

茅野 智勇

会報の編纂に初めて携わりました。

今までは寄稿する側として産みの苦しみを感じておったのですが、こちらも大変な作業であることを痛感した次第です。

言えた口ではありませんが、締め切り日は大切です。皆さまよろしくお願い申し上げます。

寺分 努

会報いしかわ第78号の編集を通じて、会員の皆様による能登半島復興支援活動を目の当たりにし、行政書士としての使命を改めて感じております。また、この会報が少しでも情報共有のお役に立てれば幸いです。

中川 幸雄

今号も「行政書士法改正」や「能登復興支援活動」をはじめ、充実した内容となりました。編集は大変でしたが、前川リーダーを中心に新たな広報・監察部メンバーに頑張っていただきました。原稿執筆者や事務局の皆さん、デザイン・印刷を担当する画遊さん

にも大いにご助力いただいたおかげで、歴史ある会報誌を無事発行でき胸を撫でおろしています。

今回の編集で得た経験と結束力を生かし、今後益々、会員の皆様にとって有用な情報を発信していきます。次号以降の「会報いしかわ」にもご期待ください！

永野 登志雄

今年度より会の役員となり、初めての会報いしかわ発行に携わらせていただきました。一つのコーナーも預らせていただき、全てが初めての経験で大変なこともあります。会報いしかわに関わる全ての方に寄与していけるよう、これからも精進してまいります。今後ともよろしくお願いいたします。

中橋 一彰

今回初めて会報誌発行にたずさわることになりました。

これから2年間、微力ながら少しでもお役にたてればと思います。個人的に今年は生活のウエイトを能登に移していく予定です。

震災からの復興に取り組んでいる能登の情報も発信していきたいです。

堀 聡

この度、初めて石川県行政書士会の理事を拝命し、広報監察部の部長として携わることになりました。

編集という作業は未経験で、不安しかありませんが魅力ある「会報いしかわ」となるよう努めてまいります。どうぞよろしくお願い致します。

前川 仁恵

この度、会報グループリーダーを拝命致しました前川です。広報・監察グループには再登板で古巣に戻った形になりますが、この間に部会の内容も進め方も、進化様変わりしており浦島太郎の気分です。寺分副会長、中川部長、永野副部長には教えていただくことが沢山あり現在は頼っておりますが、部員の皆様と協力しあいながら、この2年間で自立して仕事をこなしていきたいと思っております。会員の皆様が会報いしかわ発刊を心待ちにしていだける内容作りを目指したいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

Bande

新しい会報いしかわの愛称。ドイツ語で「つながり」という意味。英語だとバンド。会報発行を通して会員同士の繋がり、市民国民との繋がりを大切にしたいという想いを込めました。

会報いしかわ 第78号

発行日 令和7年9月10日
発行人 会長 向井 隆郎
広報・監察部長 中川 幸雄
発行所 石川県行政書士会
〒920-8203
石川県金沢市鞍月2丁目2番地
石川県繊維会館3階
TEL 076-268-9555
FAX 076-268-9556

E-mail: office@ishikawagyousei.org
URL: <https://www.ishikawagyousei.org/>

